

労働総研

クォーターリー

ISSN 0918-7618



特集

徹底検証・消費税導入26年

消費税導入以降の日本経済—26年間を振り返る

山家悠紀夫

消費税増税への財界の執念と狙い

安藤 実

消費税と財政・社会保障の危機

垣内 亮

中小企業に厳しく大企業にやさしい消費税

藤田 信好

派遣労働者増やす消費税の仕組み

佐伯 正隆

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス

——内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



序章 アベノミクスと財界戦略

第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」

第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大

第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保

第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式

第5章 「新・新型経営」とアベノミクス

終章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64ページ・定価600円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判／No.1～8：定価571円(+税)／No.9：定価800円(+税)／No.10：定価550円(+税)

- | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|---|--|---|--|
| No.10
人間らしい働き方とジェンダー
平等の実現へ
労働組合の役割と取り組み 64頁
労働総研女性労働研究部会編 | No.9
アベノ改憲の真実
平和と人権、暮らしを襲う濁流 104頁
坂本 修著 | No.8
労働時間の短縮で
日本社会を変えよう 64頁
斉藤隆夫監修・労働総合運動研究所編 | No.7
ブラック企業と就活・働く権利
青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一著 | No.6
最低生計費調査とナショナル
ミニマム——健康で文化的な生活保障 64頁
金澤誠一著 | No.5
地域循環型経済への挑戦 64頁
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著 | No.4
TPPと労働者、労働組合 64頁
萩原伸次郎著 | No.3
公契約適正化運動のすすめ
発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著 | No.2
大震災と日本の社会保障
被災地から労働・生活・地域の
再建を考える 64頁
日野秀逸著 | No.1
フランス、イギリス働くルールと
生活保障の最新事情 72頁
日本が学ぶことを探す旅
労働総研仏英調査団編 |
|---|---|---|--|--|---|---|--|---|--|

本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、
感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6

HP: <http://www.honnoizumi.co.jp/> 郵便振替：00130-6-137225

TEL：03-5800-8494

FAX：03-5800-5353



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞

特集

目次

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税導入以降の日本経済～26年間を振り返る～	山家悠紀夫	2
消費税増税への財界の執念と狙い	安藤 実	10
消費税と財政・社会保障の危機	垣内 亮	17
中小企業に厳しく大企業にやさしい消費税	藤田 信好	25
派遣労働者増やす消費税の仕組み	佐伯 正隆	32

【研究】

最低賃金制度の問題点と解決に向けて	齋藤 敦	36
続・若手組合員は労働組合をどうみているのか ——聞き取り調査から見出されたこと	若者の仕事とくらし研究会	44

【労働戦線 NOW】

内部留保の活用に新たな動向～15春闘——「実質賃下げで多様なベア」に歯止めを	青山 悠	52
--	------	----

【書評】

伊藤セツ著『クララ・ツェトキーン—ジェンダー平等と反戦の生涯—』	荒又 重雄	58
伍賀一道著『「非正規大国」日本の雇用と労働』	小越洋之助	60

【新刊紹介】

萬井隆令著『人間らしく働き生きる 労働者・労働組合の権利』篠塚 祐一		63
------------------------------------	--	----

編集後記		64
------	--	----

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税導入以降の日本経済 ～ 26 年間を振り返る～

山家悠紀夫

1 税率 3 % から 8 % まで

消費税の導入まで

消費税が導入されたのは 1989 年 4 月 1 日のことであった。88 年 7 月に竹下内閣の下で国会に提出された「消費税法案」が、12 月に可決・成立してのことである。消費税は、かねてから、政府・自民党がその導入を試みていたが、その試みは 2 度にわたり挫折していた。

1 度目の試みは 1978 年から 79 年にかけてである。自民党（当時は大平総裁）は、78 年 12 月「一般消費税（仮称）」の 1980 年度実施を決定した。しかし、世論の反対が厳しく、翌 79 年 9 月、大平総裁は、総選挙の遊説先で「導入撤回」を発言して決定を取り消した。

2 度目の試みは 1986 年から 87 年にかけてである。自民党（中曽根総裁）は、86 年 12 月、名称を「売上税」と変えてその導入を党の「税制改正大綱」に書き込んだ。これを受けて、政府は、翌 87 年 2 月、「売上税法案」を国会に提出した。しかし、87 年 5 月、反対の世論を背にしての野党の強い反対の下、審議未了で廃案とせざるをえなかった。

1978 年の一般消費税の提案から 10 年以上を経た 1989 年、ようやく消費税は導入となったわけである。

導入の理由は、「直間比率の是正」！

1989 年の消費税導入の理由について、政府の税制調査会は次のように説明している（「わが国税制の現状と課題」2000 年 7 月）。

①国民の所得水準が著しく上昇し、また平準化してきているなかで、戦後のシャープ勧告を原点とする税制がうまく対応しきれていないこと。②すなわち、所得課税にウェイトが偏っていること。また、その累進度がかかなり強いこと。加えて、所得の種類間における捕捉のアンバランスが指摘されていること。③本格的な少子・高齢化社会の到来を前に、勤労世代に偏らずより多くの人々が社会を支えていけるような税体系を構築する必要があること。また、社会保障をはじめとする公的サービスの費用を賄うために安定的な歳入構造を確保することが重要であること。④消費課税が物品税中心であり、物品間で課税のアンバランスが生じていること。また、サービスに対する課税が行われていないこと。

いずれの説明も説得性に欠ける（例えば、所得税の累進度がかかなり強いというのは本当か、など、また、所得捕捉のアンバランスは所得税制の中で対処できるのではないか、など）。また、消費税のもつ欠陥（例えば、逆進性、景気への悪影響、など）に触れていないという問題があるが、ともあれ、このような理由づけ一当

時、しきりに使われた言葉で言えば「直間比率の是正」という理由づけで、消費税の導入は実施された。

税率3%で、所得税減税とセットで導入

このような経緯もあり、1989年の消費税導入は、①税率3%というかなりの低税率で、また、②反対の強かった中小事業者に配慮して、適用下限を年間売上高3,000万円とし、簡易課税制度（みなし仕入率を認める制度）をもつ制度として導入された（これらの制度は、その後次第に縮減されていく）。

また、導入の趣旨を受けて、所得税減税等とのセットで、所得税等の減税額と物品税の廃止等とをあわせた減税額が、消費税の導入等による増税額を上回る、すなわち差引純減税の制度変更として実施された（表1）。

5%への税率引き上げ

こうして導入された消費税の税率が、3%から5%へと引き上げられたのは、1997年4月1日であった。

もっとも、このための法改正は1994年に行われている（94年11月、税制改革関連法案、可決・成立）。消費税率の5%への引き上げ、中小特別措置の縮減（簡易課税適用上限の引き下げ、など）などが法改正の内容であった。

この1997年の消費税率の引き上げも、所得税・個人住民税の減税（累進性の緩和等）とセットで行われた（表2）。その理由もまた、消費税導入時とほぼ同じであった。曰く、「勤労世代に偏らず、社会の構成員が広く負担を分かちあう必要がある」「所得、消費、資産等の間でバランスのとれた税体系を構築する」等々である（税制調査会「わが国税制の現状と課

題」）。

こうして法改正は行われたが、ただし、消費税率の引き上げ（5%に、新たに創設された地方消費税1%分を含む）の実施は、「当面の経済状況に対する配慮から」1997年4月からとされた。一方、所得税・個人住民税の減税は消費税率引き上げに先行して1995年度から実施された。

8%への税率引き上げ

消費税の税率が、5%から8%へとさらに引き上げられたのは、2014年4月1日である。

この引き上げは、民主党政権下にあった2012年8月に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」が可決・成立

（表1）1988年の税制改革の骨格

（単位：兆円）

増収	減収
消費税の導入 5.4	直接税の減税 5.8 (所得税減税 3.3) (相続税減税 0.7) (法人減税 1.8)
課税の適正化等 1.2	物品税の廃止等 3.4
増収合計 6.6	減収合計 9.2
差引純減税 2.6	

（注）1. 増減収の数字は1988年度当初予算ベース
2. 国税・地方税の合計額

（表2）1994年決定の税制改革の骨格

（単位：兆円）

増収	減収
消費税率の引き上げ 4.1	所得税・個人住民税 3.5 の減税
消費税・特例措置の 0.3 縮減	相続税減税 0.3
その他 0.4	その他 1.0
増収合計 4.8	減収合計 4.8

（注）1. 国税・地方税の合計額

したことにより実施された。

2009 年 8 月の総選挙に勝利し、9 月に発足した民主党政権（当初は、民主党、社会民主党、国民新党の連立政権）は、当初、「この選挙で選ばれた政権は…消費税の増税はしない」（鳩山内閣）、ということで発足した。しかし、2010 年 6 月、参院選直前に民主党政権（菅内閣）は「消費税 10 %」を打ち出した。その影響は大きく、民主党は参院選挙で大敗北を喫したが、消費税増税の方針は改めず 2012 年 6 月に「消費税率を 2014 年 4 月に 8 %、2015 年に 10 %に引き上げる」との法案を提出し（野田内閣）、自民党、公明党と協議し、その合意をえて成立させた。なお、この法律には、「消費税率の引上げ…施行前に、経済状況の好転について…種々の経済指標を確認し…経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」（附則第 18 条）の一条が挿入された。2014 年 4 月からの消費税率 8 %への引き上げは、前年の 13 年に、政権交代後の安倍内閣が、この条項に基づき「実施」と決定して実施されたものである。

10 %への引き上げは、当面「停止」

なお、2012 年の「改正法」は、10 %への引き上げを 2015 年 10 月からと定めているが、この引き上げについては、前記「附則」による安倍内閣の判断で当面「停止」とされている。

ただし、安倍内閣は消費税率を 2017 年 4 月から 10 %とする意向で、そのための法改正案を国会に提出している。そして、その法改正のなかで、「附則第 18 条」を廃止するともしている。もし、この法改正が実現すれば、消費税率 10 %への再引き上げは、2017 年 4 月には、今度は「待ったなし」で実施されることになる。

目的は、社会保障財源の確保、財政の健全化に

2012 年の法改正で、消費税増税の目的が変わってきていることに注意しておきたい。

即ち、前記の「改正法」は、その第 1 条で「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から…税率の引き上げを行う」としている。そのために、ということで、同法には「消費税の収入については…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」との条項も挿入されている。そして、2014 年度の税制改正に当たっては、消費税増税の見返りとしての減税措置はなく、逆に、「所得税の最高税率の引き上げ」（実施は 2015 年以降から）などが実施されることとなっている。

消費税率の引き上げという大目標は変わらないがその理由づけはここに来て変わった、ということである。

2. 消費税導入後、大きく変わった日本経済

バブルの破裂、リーマン・ショック、そして…

1989 年の消費税導入以降 26 年、日本の経済社会は大きく変わった。

まず、大きな衝撃がいくつかあった。バブルの破裂があり（1990 年代初）、リーマン・ショックがあり（2007 年）、これによる経済の大きな落ち込みがあった。また、阪神淡路大震災があり（1995 年）、東北大地震、原発大事故もあった（2011 年）。また、短期間だが自民党から野党への政権交代もあった（細川政権、鳩山・菅・野田政権の登場など）。さらに、政策面に注目すると、橋本内閣の「6 大改革」があ

り、小泉内閣以降の歴代自公内閣による「構造改革」があった。

そして、こうした数々の変化があった下で、日本の経済社会も大きな変化を遂げた。

幾つかある大きな変化の中で、とりわけ重要と思われる変化が3つある。

1つは、日本経済の長期低迷である(図1)。

1997年度(消費税5%への引き上げの年である)をピークに、それまで右肩上がりに成長していた日本経済が、成長しない、右下がりの経済となった。国内総生産(GDP、名目)は1997年度をピークに縮小に転じ以降今日に至るまで、十数年にわたってその水準を超えることがない。GDP実質成長率も、幾度かマイナスを記録するようになり2%を超える年はわずかになった。

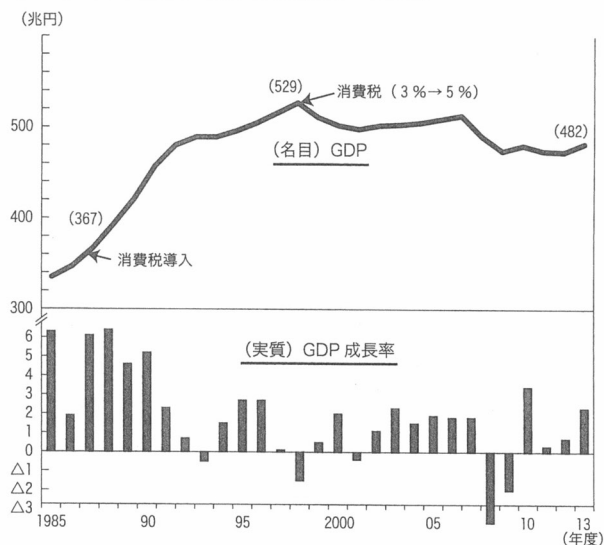
いま1つは、こうした経済の長期低迷の下で、人々の暮らしが著しく悪化したという変化である。その状況を、ほとんどの指標がピークを示している1997年(近傍)と近年との比較で見よう(表3)。

第1に、賃金が減少した。民間企業で1年間働いた人の平均年収を見ると、1997年が472万円であったのに対し、2013年は414万円、この間、12%の減少である。

第2に、雇用が劣化した。正規雇用者数は1997年の3812万人が2013年には3294万人に、518万人の減少、一方、非正規雇用者数は1152万人から1906万人に754万人の増加をみている。その比率は23%から37%に、14%の上昇である。

第3に、社会の格差が拡大し、貧困者が増えた。格差の状況は、ジニ係数でこれを見るが、

(図1) 日本経済(国内総生産)の推移



(資料) 内閣府「国民経済計算」

当初所得について見ると、1996年の0.44が2011年には0.55に(3年毎の調査)、再分配所得について見ると、0.36から0.38に、いずれも上昇している。また、貧困率(全世帯に対する貧困世帯の比率)は1997年の14.6%が2012年の16.1%へと上昇している。貧困率については、主要国では、今や日本はアメリカに次ぐ高さである、いまひとつ、1年間働いて年収が200万円以下という、いわゆるワーキングプアの人口は、1997年の814万人が2013年には1120万人に、その比率は18%から24%へと上がっている。さらに、貯蓄ゼロ世帯の比率について見ると、1997年の10%台から2014年には30%台へと増加している。

第4に、こうした状況を反映してのものである。厚生労働省の「国民生活基礎調査」(3年毎の調査)によると、「生活が苦しい」と訴える世帯の比率は、1995年に42%であったものが、2013年には60%へと増加している。

あと1つの大きな変化は、経済の長期停滞、暮らしの厳しさの増大と悪い状況が生まれてい

(表 3) 1997 年から近年にかけての日本経済と暮らしの変化

項 目		1997 年	2013 年
日本経済は縮小した (国内総生産・GDP)		523 兆円	488 兆円
暮らしは厳しくなった	賃金下がった (民間企業・1 人平均年収)	472 万円	414 万円
	雇用が劣化した 正規職員数	3,812 万人	3,294 万人
	同 非正規職員数	1,152 万人	1,906 万人
	同 (同比率)	(23 %)	(37 %)
	格差が拡大した※ジニ係数・当初所得	0.44 (1996 年)	0.55 (2011 年)
	同 再分配所得	0.36 (1996 年)	0.38 (2011 年)
	貧困者が増えた 貧困率	14.6 %	16.1 % (2012 年)
	同 年収 200 万円以下の人	814 万人	1,120 万人
	同 (同比率)	(18 %)	(24 %)
	貯蓄ゼロの世帯の比率	10.2 %	30.4 % (2014 年)
	生活が苦しいと訴える世帯の比率が上がった	42 % (1995 年)	60 %

(資料) 内閣府「国民経済計算」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「労働力調査」、「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

(注) ※ジニ係数は格差の状況を示す計数。0 から 1 の値をとり、1 に近いほど格差が大きいことを示す。

る中で企業収益のみは増加しているという変化である (図 2)。

1997 年度、全法人企業 (金融・保険を除く) が年間にあげた経常利益は 28 兆円であった。それが、2013 年度は 60 兆円へと、2.1 倍に膨れ上がっている。2013 年度の 60 兆円は、図 2 に見る通り、リーマン・ショック前、2006、2007 年度の 54 兆円を上回って、史上最高益である。

日本経済の長期停滞、その下での暮らしの厳しさの増大と企業収益の増大という対照的なこの変化は、もとより、1997 年の消費税率の引き上げがもたらした、というものではない。ただし、①少なくともその変化は、消費税率の 5 % への引き上げ以降生じた変化であること、②それにもかかわらず 2014 年の消費税率の再引き上げが実施されたこと、③さらに再々引き上げが実施されようとしていること (その一方で、法人減税が実施されようとしていること) は、心に留めておくべきことと思われる。

3. 消費税導入とその後の税率引き上げの影響について

(1) 税収面への影響

消費税が導入された年、1989 年度の国の一般会計の消費税収は 3.3 兆円であった。それが、2 度の税率引き上げを経て、2015 年度は 17.1 兆円になる見通しにある (表 4)。消費税導入前の 1988 年度の物品税収 2.2 兆円に比べるとおよそ 15 兆円の税収増である。ただし、この税収増は、財政赤字の削減にも、社会保障関連予算の増額にも使われなかった。消費税導入初年度、1989 年度 (決算) の一般会計の税収総額約 55 兆円、税率 8 % (国税分は 6.3 %) に引き上げた後の 2015 年度 (予算) の一般会計の税収総額約 55 兆円の数字に見る通りである。この間、消費税収は約 14 兆円の増加を見たが、税収総額は全くといっていいほど変わらなかった。

それでは、消費税の税収増 14 兆円はどこに消えたか。1 つは、所得税の減収に (1989 年度

の21兆円が2015年度には16兆円に、約5兆円の減収)、いま一つは、法人税の減収に(同、19兆円から11兆円に、8兆円の減収)に消えた、ということである。

消費税の導入、そして5%への税率引き上げの時には、ともに、同時に(というよりも若干先行させて)、所得税、法人税の大幅な減収が行われてきた。すなわち、

所得税については、消費税導入前々年の1986年には、課税所得1,000万円超には40%、1,200万円超には45%、1,500万円超には50%…と超過累進税率が課されていた。最高税率は8,000万円超の70%であった(別に、個人住民税の最高税率18%)。それが、2014年現在、課税所得900万円超に33%、1,800万円超に40%(=最高税率)に引き下げられている(別に、一律の個人住民税10%)。

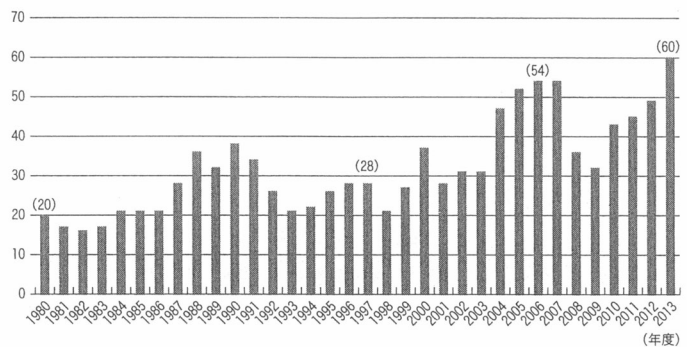
また、法人税率については、消費税導入前の1986年に42%であったものが、2012年以降25.5%に下げられている。

消費税収は、まるまる、こうした所得税減税分の、そして法人税減税分の穴埋めに使われてきた、ということである。

(2) 景気への影響

消費税が導入された1989年、日本経済はまだバブル景気のさ中にあった。経済成長率は4%を超えており(図1)、労働者の給与(1年間に受け取った給与、賞与等の合計)の伸び率も4%を超し消費者物価の上昇率を上回っていた(図3)。こうしたこともあり、また消費税導入の一方で、その増税分(消費税と廃止された物品税との差額2兆円)を上回る所得税の減

(図2) 企業収益の推移



(資料) 財務省「法人企業統計年報」

(注) 金融保険を除く全法人企業の経常利益

税(3兆円強、表1)が行われたこともあって、その景気への影響は軽微であった(実質成長率の推移、1988年度から順に、6.4%→4.6%→6.2%。実質消費支出伸び率の推移、同5.3%→4.1%→5.4%)。

ところが、1997年度の消費税率の引き上げ(3%→5%)は、そうはいかなかった。バブルの破裂を機に労働者の給与の伸び率は大きく低下しており(1997年は若干回復傾向にあったとはいえ2%)、消費税率引き上げによる物価上昇(1.7%程度と推計される)の影響を打ち消しえなかったのである(図3)。あわせて、

(表4) 一般会計税収の推移

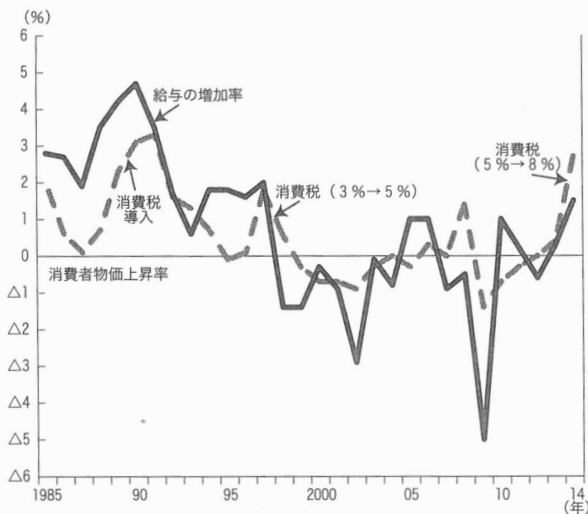
(単位: 兆円)

年度	税収合計	消費税	所得税	法人税
1988	50.8	*2.2	18.0	18.4
1989	54.9	3.3	21.4	19.0
1990	60.1	4.6	26.0	18.4
1996	52.1	6.1	19.0	14.5
1997	53.9	9.3	19.2	13.5
1998	49.4	10.1	17.0	11.4
2013	47.0	10.8	15.5	10.5
2014	51.7	15.3	15.8	10.5
2015	54.5	17.1	16.4	11.0

(注) 1. 2013年度までは決算、2014年度は補正後予算、2015年度は当初予算

2. 1998年度の*印は物品税

(図 3) 給与、消費者物価の推移

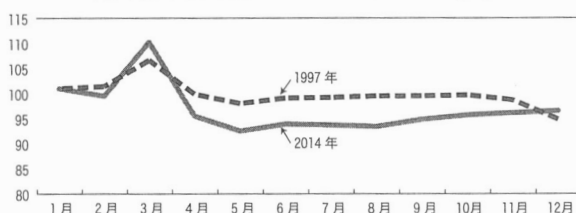


(資料) 厚労省「毎月勤労統計調査」総務省「消費者物価指数」
(注) 給与の増加率は事業所規模 30 人以上の勤務者平均。

この年、景気対策としてそれまで実施されていた所得税の特別減税（約 2 兆円）の廃止、同時に実施された社会保障制度改革（医療費本人負担割合の引き上げ、など）の影響もあって（加えて、増減税同額の片方、減税〈表 2〉の方は先行実施されていたこともあって）1997 年度の実質消費支出は前年度比マイナスへと落ち込んだ（実質消費支出の伸び率、1996 年度から順に、2.4%→△1%→0.5%）。

こうして、消費税率の引き上げを契機に景気は後退に向かい（景気の山、1997 年 5 月）、以降、アジア通貨危機の発生による輸出の減少（1997 年秋以降）、これらを受けての金融危機

(図 4) 消費税率引き上げ後の消費支出の推移



(資料) 総務省「家計調査報告（家計収支編）— 2014 年平均速報、結果の概況—」

(注) 前年平均を 100 とする指数

の発生（不良債権問題の再燃、深刻化）へとつながっていった。1998 年度が戦後最大ともいえる不況に陥ったことは周知のところである。

今回、2014 年の消費税率の引き上げ（5%→8%）の景気への影響については、まだ事態が進行中であるが、1997 年に比べるとさらに厳しいものとなりそうである。税率の引き上げ幅が前回よりも大きく、従って物価上昇率も前回より大きく、給与の伸び率を上回っているからである。

ちなみに、「家計調査」に見る消費の落ち込みは前回よりもかなり大きい（図 4）。前記の通り、今回は消費税率引き上げ後アジアの通貨危機が発生するなどあって消費や景気が一段と落ち込むことがあった。今回は、そうしたことがなければ徐々に消費も景気も回復していくと見られるが、未だ予断を許さないところである。

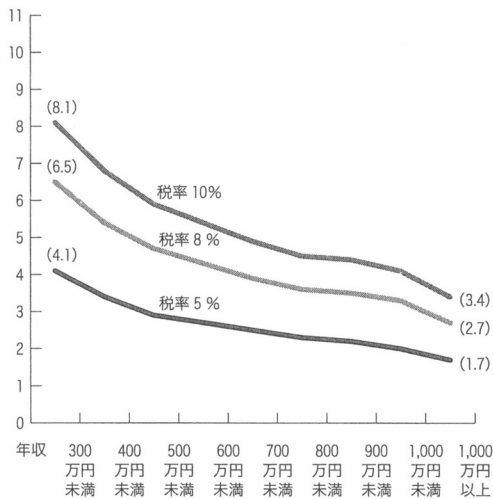
(3) 暮らしへの影響

消費税は低所得者ほど負担が重く、高所得者ほど負担が軽い逆進的な税である。例えば、2011 年の「家計調査」をもとにした財務省の推計によると、家計を所得の少ない順に並べて最初の 10%（第 1 分位）の消費税負担率は 2.9%であるが、最後の 10%（第 10 分位）の負担率は 1.9%であるという（財務省ホームページ）。この数字は消費税率 5%の時の推計であるが、これが税率 8%、10%となるとその逆進性はさらに高まる。

これについては、民間でもいくつかの試算があるが、一例としてみずほ総合研究所の試算を示しておこう（図 5）。

こうした逆進性を考えると、消費税の導

(図5) 年間収入別にみた消費税の負担率



(資料) みずほ総合研究所「みずほイントイト 2013.10.3」

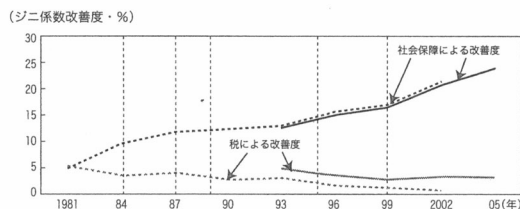
入とその後の税率引き上げは低所得者の暮らしにとって、非常に厳しいものであったと推察できる。とりわけ、先に見たように、貧困化が進んだ1997年以降の引き上げ—2014年のそれは残酷なものであったと思われる。

そして、こうした消費税導入と税率引き上げを中心とする税制改革の中で、日本の、税によるジニ係数改善効果は縮小し続けており(図6)、OECD諸国中最小になっている(図7)。消費税率8%への引き上げ前の、内閣府「経済財政白書(2009年度版)」の指摘である。



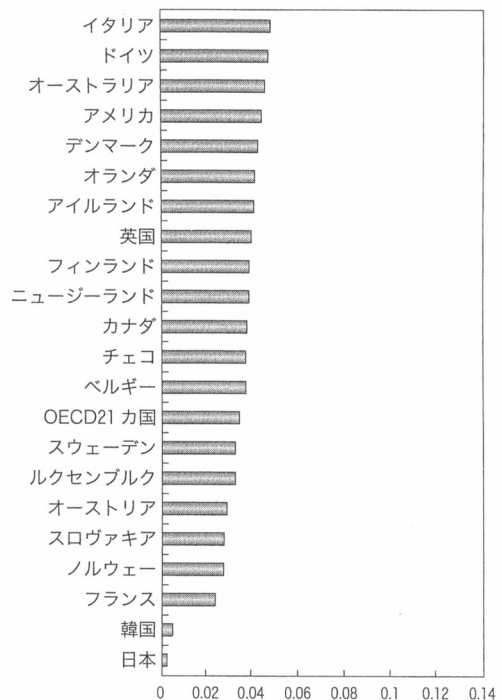
順序としては、あと中小企業経営への影響に

(図6) ジニ係数の改善度寄与度分解



(出所) 内閣府「経済財政白書(2009年度版)」

(図7) 税による再分配効果の国際比較



(出所) 内閣府「経済財政白書(2009年度版)」

も触れなければならないところだが、もはや紙数が尽きた。それに、もう十分であろう。

今や、消費税は国の一般会計の最大の税収項目になっている(表4)。「直間比率の是正」の目的は(正しい目的であったとは思わないが)、既に達成されている。消費税率のこれ以上の引き上げは止めるべきである。財政健全化や社会保障制度拡充のための財源は、①軍事費の削減や無駄な公共投資の削減、②史上最高の利益をあげ、かつ巨額の内部留保を保有するに至っている大企業への課税(法人税増税)、③富裕層、高額所得層への課税(累進税率の引き上げなど所得税増税など)に求めるべきである。

(やんべ ゆきお・暮らしと経済研究室)

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税増税への財界の執念と狙い

安藤 実

はじめに

本稿の課題は、日本財界の税制に対する姿勢、とりわけ消費税増税に対する執念と、その狙いはなにかを明らかにすることである。財界人などの大型間接税に対する執念は、直接税中心のシャウプ勧告税制に対する、強い異論の形で表れていた。しかし 1950 年代前半に行われたシャウプ勧告税制の「修正」では、大型間接税の導入はなかった。大型間接税たる取引高税の失敗の経験が、まだ生々しかったことも影響したといえる。その意味では、40 年かけて実現した消費税導入は、財界の宿願達成と見ることができる。

1 シャウプ勧告税制（1949 年）

① 「教育的な仕事」

1948 年 10 月、マッカーサー元帥の使者として、GHQ 歳入課の責任者モスがコロンビア大学にシャウプ教授を訪ね、税制改革を勧告する訪日使節団長への就任を要請した。この時、シャウプ教授は使節団員の人選と使節団報告書を英和対訳で検閲なしに刊行することの二つを、団長受諾の条件としたという。

実際に、『シャウプ使節団の税制勧告』は 1949 年 10 月、本文・付録とも全 4 巻、見開き

の左側に英文、右側に日本語訳という形式で、約 2 万セット発行され、日本各地に広く配布されている。シャウプ教授が英和対訳での報告書刊行を求めたのは、使節団の作業を「教育的な仕事」と考えたからで、みずからその意図について、「税制を明るみに出すこと、公衆に税制とその課題を理解するチャンスを与えることだった」と述べている。

戦後日本の政治課題は、ポツダム宣言の実行、すなわち日本政治の民主化・自由主義化であり、税制改革も財閥解体と関連づけられていた。連合国側から、財閥が日本軍国主義の経済的土台となったと見られていたからである。シャウプ勧告には、「莫大な富の蓄積は、日本にとって特に危険…このような蓄積を税制によって阻止しなければ、かれらはいずれ再起するであろう」との指摘がある。

シャウプ勧告税制は、総合累進制の所得税、富裕税の新設、そして大型間接税たる取引高税の廃止など、直接税中心の税制＝応能負担の公平原則の確立を目指していた。それを支えた理念は、ほかならぬ日本の民主化であった。すなわち、直接税は意識する税であり、国民の政治的関心を高め、民主化に資するのに対し、「間接税は国民を政治から遠ざける」と。

このシャウプ勧告の理念は、富裕者の社会的責任や税制の所得再配分機能の重視、そして

「地方自治＝民主主義の学校」の立場から、地方自治体の財源確保の優先に連なっている。

② 日本人の「税金感覚」

シャウプ使節団は、日本各地で行ったヒアリングを通じて、日本人の「税金感覚」に触れ、強い印象を受けた。「われわれが公平の追求に重点を置いていることに対し、驚きを与えている」と。

この「驚き」という言葉に、当時の日本人の「税金感覚」が表れている。つい数年前まで、「天皇制国家の臣民」であった日本人にとって、税金とは「お上に捧げるもの（上納）」で、「税負担の公平＝応能負担原則」、つまり「税金の民主主義原則」など思いもよらないことだった。もちろんその観念は、徴税当局にも欠如していた。当時の平田敬一郎大蔵省主税局長は述懐している。「税金と民主主義が関連する…そういう意識はまるでなかった」と。

しかしシャウプ使節団は、ヒアリングなど実際の経験から受けた、日本人の「税金感覚」を、必ずしも否定的にとらえてはいない。

「われわれは租税法規の公平かつ能率的な施行、および日本の納税者の高度な納税協力を得るための困難は必ずしも不可避なものではないとの確信を得た。」そこで「業者や富裕な納税者が記帳を励行し、公平の問題を論究することを辞さない…という最新の税制を勧告した。…この方向を進むならば、日本は今後数年内に、おそらく世界で最もすぐれた租税制度をもつことができよう」と。

③ 富裕者の「税逃れ」を防ぐ措置

シャウプ勧告の序文には、「報告の一部分のみを取り入れることによって生ずる結果につい

ては、責任を負わない」とある。勧告が、「ばらばらな措置」ではなく、「一つの租税制度」であることが強調されている。

マッカーサー元帥の吉田首相宛て書簡、「これは全体として採り上げれば、日本の中央と地方政府の財政の基礎を健全にし得る内容をもっている」。その返書で吉田首相も、「これを全体として採り入れて初めてシャウプ博士の意図されるが如き合理的にして公正なる税制の基礎たり得ることを十分に了承しております」。

確かに勧告事項は相互に関連した一つのシステムを成していて、そのことにより「税逃れ」を防ぐ仕組みになっていた。この仕組みの結節点となったのが、キャピタル・ゲイン（資産価値の増加分）に対する全額課税である。

しかし1950年の第二次勧告では、キャピタル・ゲインの把握など所得税の総合課税に必要な、株式名義書換えの強制や銀行預金者の異常取引報告等、税務行政上の実施措置が欠落していた。つまり、勧告を「全体として採り入れる」とした当初の方針が破られた。

なぜそうなったか。米政府の意向を受けて、総司令部側に方針転換があったためである。

2 シャウプ勧告税制の「修正」（1952年）

① アメリカの政策転換

シャウプ勧告から1年の間に、米ソ冷戦体制の下、アジアでは1949年の中華人民共和国成立、1950年の朝鮮戦争勃発という大きな情勢変化が生じた。それがアメリカの対日政策の転換につながった。「民主化・非軍事化」政策から、「日本再軍備」への転換である。シャウプは後に、この対日政策の転換を、「アメリカ政

治の保守化」と結びつけている。

アメリカの政策転換は、占領下の日本では謀略事件を伴った。折から労働争議中の国鉄を舞台に、下山事件、三鷹事件、松川事件などが続発するなか、広い分野でレッド・パージが強行された。松本清張は、これらの事件を「日本の黒い霧」と名付け、その背後に占領軍の謀略部隊がからんでいることを告発している。

いわゆる逆コースの時代を迎えるなか、日本側も官界・財界・学界が一体で、シャープ勧告税制の「修正」に動く。その黒幕は誰だろう、池田勇人蔵相その人だった。彼は本来、「シャープ勧告は不要」(『均衡財政』1952年、実業之日本社)という考えの持ち主で、キャピタル・ゲインの把握は無理などと公言していたといわれる。

② 日本租税研究協会

日本租税研究協会は、シャープ使節団の来日を機に設立され、今も続いている。会員の主体は租税に関心の深い財界人で、学者、官僚などが加わっている。初代会長の汐見三郎(京都大学教授)が、「研究成果を国会における法案審議に反映せしめる」と述べたように、税制について、強い政治的影響力をもつ団体である。

同協会の大会での論議を見ると、シャープ勧告税制の直接税中心主義に対する反対、つまりは間接税に重点を置くべきとする主張が一貫して出ている。注目されるのは、そういう主張で指導的役割を演じているのが、松隈秀雄、山田義見、大矢半次郎など、財界に天下りした元大蔵高級官僚、すなわち池田勇人蔵相の先輩筋に当たる人物達だったことである。

「終戦後、全然違った社会に妥当している原則をそのまま適用された。その最後がシャープ

税制。…とにかく外来的的思想、それは払拭して、あらためて出直したい。根本がそれ」(山田義見・日本勧業銀行)。「何とかして間接税の比率を重くする。せっかく起こした取引高税をやめる必要はなかった。織物消費税も、通行税も残してよかった。軽税を広く課するのが良い税制。シャープさんの言うことを聞いたのは、ばかなことをした」(松隈秀雄・中央酒類会社)。「支那事変が始まった時に、ドイツやフランスから来た人が言いましたね。お前のところは、よく取引高税、売上税なしで国の財政がやって行けるのだね、奇跡だね、と」(山田義見)。「わが国の現状では、なお無記名預金と源泉選択課税は過渡的措置として必要である」(大矢半次郎・農林中央金庫)。

本来の財界人も、遠慮ない物言いである。

「所得税は軽減して資本蓄積に役立たせ、今後増徴しようという場合には、間接税を十分考慮に入れなければならない」(金子佐一郎・十条製紙)。「売上税が一番よけいとれる。一番公平だ」(原安三郎・日本化薬)。「理論は別として、現実には法人の社内保留が、資本蓄積の最も確実な方法。法人の税負担を一時的に軽減して、資本蓄積を奨励することが、将来の大きな担税力を培養する」(原吉平・大日本紡績)。

学者の発言は、これらの主張を裏書きするかのようである。

「戦災、農地改革、財閥解体等により、日本国民間の富の分配関係が平等化した。現在の日本では、直接税も間接税も大衆課税の色彩が強い。当分の間は、納税に便な間接税を中心にせよ」(井藤半弥・一橋大)。「我が国の現実の経済状態は、所得税中心の税体系に適しない」(武田隆夫・東大、木村元一・一橋大)。「理想としては直接税中心主義だが、我が国の現状で

実施すると、矛盾が多い。総合課税に例外を設けること、間接税の相対的増大、富裕税を廃止して所得税の最高税率を上げる」（汐見三郎・京大）。

③ シャープ勧告税制の「修正」

実施から3年後、富裕税が廃止となり、所得税の総合累進制が骨抜き（利子所得等の分離課税）となり、法人税に対しては、戦時中に軍需会社の租税の減免に適用された租税特別措置法の活用が図られる。

1954年の大会で、松隈秀雄の発言。「朝鮮事変のブームに際し、所得税減税の財源という意味において、法人税の税率35%を引き上げて42%にした。…事変後ブームは去ったが、法人税の税率は容易に引き下げられない。…政府は、各種の準備金、積立金の制度を拡充する等の租税特別措置を講じて、一般税率の引き下げに代えた。日本は資本蓄積のための特別措置が、すでにある程度行き過ぎている」。

3 消費税導入までの経過

① 消費税導入前史

大型間接税導入に対する財界人の執念が具体化するのが、1956年12月、政府税制調査会として初めての「売上税の創設」答申である。この臨時税制調査会長が、財界人の原安三郎（日本化薬社長）であった。しかし1950年代後半からの高度成長期は、「個人所得税や法人税の自然増収」が多額に生じ、むしろ減税が租税政策の中心となったこともあり、「売上税の創設」は見送られる。

高度成長期の政府税調答申では、総じて一般消費税の導入に否定的であり、むしろ消費税の

難点「逆進性、中小企業の転嫁困難、物価騰貴、税務行政上の困難」などが強調されている。とはいえ、「特段の財政需要」や「よほどの理由」の生じる場合に備えて、この税の研究は怠らず続けられていた。実際に1970年9月、政府税制調査会は木下和夫、貝塚啓明氏らを欧州に派遣し、付加価値税の状況を調査させている。その報告では、EEC型の付加価値税がもっとも優れている、という結論になっていた。

政府税制調査会の論調が変わるのは、翌1971年の答申からで、「ヨーロッパ諸国の付加価値税をモデルに、わが国の実態に合うように工夫する」となる。

続く1972年、シャープ使節団のメンバーのうち、シャープ教授とカリフォルニア大学のサリー教授の二人が、大蔵省の招きで来日している。大蔵当局は、付加価値税導入に向けて、シャープ教授らの権威を利用する積りだったと思われる。しかし、その思惑は外れた。日本側の貝塚啓明、木下和夫、藤田晴氏などの学者が唱える、付加価値税導入の必要論が、シャープとサリーの両教授によって、ほぼ完全に論破されてしまうからである。（中橋敬次郎編『付加価値税等をめぐる欧米税制の動向と背景』1975年）

シャープ教授の発言。「消費税は公平の観点からは問題である。零細企業や農業への課税に難点がある。金融機関非課税が社会的にどう受け取られるか。欧州諸国は旧来の不完全な売上税に代えて、付加価値税を導入したが、これは間接税の改善として支持できる。」

サリー教授の発言も示唆的である。「全体として、日本の税制はシャープ勧告以後、益々投資促進、資本蓄積優遇、したがって相対的に消費に依存してきた。…一見、奇妙に聞こえるが、

日本の消費者が相対的に重い税負担を負っている。この状態のもとで、消費に対する一般税として付加価値税を導入すべきであろうか。」(p340)

そしてシャウプ教授は、「もし今、シャウプ勧告を出すとしたら」の問いに対し、「所得税の最高税率を 50 % に抑え、富裕税をつくる。企業の内部留保に 1 % の留保金課税。配当や譲渡所得に対する優遇措置をやめる」と答えている。(p382)

② 一般消費税導入の挫折と第二臨調路線

1979 年、当時の自民党・大平内閣が一般消費税を導入しようとして失敗。この後が、「増税なき財政再建」を掲げた第二臨調路線の出番となる。これは、「何よりもまず歳出の徹底的削減によって財政再建を行うべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置はとらない」というものだった。

つまり「増税なき」の意味は、従来の税制のままでの増税はしない。増税するとすれば、税制改革＝直間比率の変更による、すなわち大型間接税の導入という含みである。

「歳出の徹底的削減」という第二臨調路線を体現したのが、臨調会長・土光敏夫（経団連元会長）である。土光会長の行革哲学は、「グループ 1980 年」の論文、「日本の自殺」（「文芸春秋」1975 年 2 月号）に負っていた。その要点は、「国民が自立の精神と気概を失うとき、その国家は滅亡するほかない。福祉の代償の恐ろしさはこの点にある。」

そして第二臨調は 1981 年、「真に救済を必要とする者を除き」、国民に「自立・自己責任」を求め、社会福祉に関係する「行政の縮減・効

率化」、つまり社会保障関係費の抑制を答申した。その一方で、「日本の財政力を国内で無駄に使わず、外に向け、名誉ある国際的地位を得る」よう答申している。実際に 1984 年、中曽根首相は軍事費の 1 % 枠撤廃を米国に約束した。また、ODA は増額に次ぐ増額で、80 年代以降、久しく世界一の地位を占める。

③ 売上税と中曽根自民党総裁の「真情」

1987 年 2 月、「税制改革に関し私の真情をお聴き下さい」と題する手紙を添えて、中曽根自民党総裁の党大会での演説記録が、広くマスコミや大学関係者に送り付けられた。静岡大学でも、私を含め約 20 人の教官が受け取った。

私たちは中曽根演説について検討した結果、公開の返書を送ることにした。中曽根演説の内容がひどかったからである。「たとえ自民党内では、こういう演説が通用するとしても、静岡大学では通用しない、いや日本国民にも通用しないと言ってあげるのが親切ではないか」。そういう考えで、同じ学部の同僚と公開の返書をもとに、静岡市内で記者会見を行った。マスコミ各社の扱いは好意的で、期待を上回る反響だった。

私たちは静岡市内の業者の方々にヒアリングも行った。そのなかで印象深かったのは、売上税反対の業者が取引高税の苦い経験を話されたことだった。結局、中曽根内閣の売上税導入の試みも失敗した。消費税導入の実現は、次の竹下登内閣による様々な手練手管を必要としたのである。

4 消費税の導入（1989 年）による日本税制の変質

消費税（税率 5 %）は直間比率是正を理由に、

直接税の税率引下げ＝フラット化（法人税率 42 % → 37.5 %、個人所得税の最高税率 70 % → 50 %）のほか、物品税（大企業製品やぜいたく品に課税）廃止の代替財源を名目に導入された。

① 消費税（大型間接税）導入と公平理念の転換

1986 年に大型間接税導入を答申した、政府税制調査会の主張は次のようなものである。

我が国経済社会の構造は、「所得水準の大幅上昇」とともに「所得分布が著しく平準化し社会全体の均質化傾向」が進んでいる。その結果、「税制の所得再配分機能を考慮する必要性は、過去に比べて相対的に低下している」ので、「負担をできるだけ幅広く、薄く求めることが肝要」と。

この答申を取り上げた日本租税研究協会の 1986 年大会から、特徴的な主張を紹介する。岩田武夫・東芝相談役、「広く薄くの理念は、課税最低限を下げること、大型間接税を創設すること」。石弘光・一橋大教授、「画期的な点、所得税にフラット化という思想を織り込んだのと新型間接税」。西野嘉一郎・租研会長、「日本はもう福祉国家になりたくない。活力ある社会をつくらなきゃならぬ」。

そういうわけで、消費税導入は租税の公平理念の転換を伴っていた。シャープ勧告税制以来の「応能負担」の公平理念から、「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うもの」（1988 年、竹下内閣の税制改革法案要綱）への転換である。この公平理念の「転換」は、税制の所得再配分機能を軽視、あるいは否定するものといえる。見かねた加藤睦夫・立命館大教授が「見るも無惨な税制改革」と評しているほどである。

消費税導入以後、この流れが 21 世紀の今日に続いている。税調答申をもとに例示する。

2000 年答申。「広く負担を分かち合う観点から、…消費税の増税と個人所得税の様々な人的控除を廃止・縮小する。…課税最低限があまり高いことは望ましくない。」

02 年答申。「何よりも重要なのは、特定の人の税負担を重くするのではなく、できるだけ多くの人に何らかの形で負担してもらうことである。」「法人税は基幹税からはずす。企業には選挙権がないから」。(石・税調会長)

03 年答申。消費税の税率二桁を書き込んだ石弘光・税調会長、「どうせ税を支払わねばならないなら、痛みなく取ってもらいたいというのが、日本人の性癖」。

04 年答申。配偶者特別控除を廃止。

05 年答申。老年者控除を廃止。「高齢者は決して社会的弱者でなくなってきた」。

その一方、「個人所得税の最高税率を上げると、高額所得者の海外逃避や勤労意欲の減退など、社会全体の活力が失われる」。

② 政権が代わっても、消費税増税は変わらない

2009 年の総選挙の結果、民主党政権に代わったものの、税制のこの流れは変わらない。民主党政権は、「国民皆が分かち合う」という租税理念を、無批判に踏襲したばかりか、その選挙公約に反して、消費税増税へ踏み切る。

消費税増税の旗を振った、民主党政権 2 代目の菅直人、3 代目の野田佳彦が、共に財務大臣を経た上で首相になっているのは偶然でない。野田首相などは、消費税増税へ首相の「勇気」を求めるマスコミの合唱に励まされ、「ネバー・ギブアップ」と見得を切る始末だった。

民主党政権がお膳立てした消費税増税は、

2012 年 12 月に代わった安倍・自公政権の手で、2014 年 4 月、8 % に税率が引き上げられ、さらに税率二桁の 10 % を窺う構えで、まさに消費税増税大連立という政治状況にある。

③ 安倍内閣の法人税減税

2014 年末、2015 年度の与党税制改正大綱が発表された。全国紙の報道では、「安倍印」、「官邸主導」を強調する記事が目立った。財政再建を建前とする自民党税調や財務省を、法人実効税率の引下げにこだわる安倍首相が押し切ったという構図である。

そして法人税減税は、「15 年度は税率引き下げを先行。法人実効税率 34・62 % を 15 年度に 32・11 %、16 年度に 31・33 % に、以降の税制改正でも 20 % 台まで下げををめざす」。この減税の財源は、「一部の黒字企業に負担が偏る状況を改め、負担を分かち合う構造に改革する」と、お得意の「分かち合う」論が登場し、赤字企業を標的に、「法人事業税の外形標準課税の拡大」である。しかし財界がめざす究極の減税財源は、消費税増税である。

④ 財界の提言

財界にしてみれば、法人実効税率引き下げは、実質減税でなければならない。その代替財源に、かれらが既得権とみなす租税特別措置の縮小や廃止を当てるのは許されない。外形標準課税の拡大くらいでは、たかが知れている。とすれば、行き着く先は消費税増税しかない。

そういう主張を例示しよう。

2012 年 5 月。経団連の政策提言…「日本経済の成長促進のため、法人実効税率を 20 % へ下げ、消費税率を 10 % 台後半（2025 年までに 19 %）へ上げる」。

2012 年 7 月。経済同友会のアピール、「復興と成長への決断と実行」と題し、「消費税を 17 % まで引き上げること」を求めた。

2013 年 9 月。経済財政諮問会議で民間議員の発言…「法人税率の引き下げは、消費税率を上げることによって広がったスペースを利用してできるのではないか」。

2014 年 5 月。日本経済研究センターは、「法人税率の 10 % 引き下げで、法人税収が年 5 兆円減少する分は、消費税を 12 % に上げて賄うべきだ」との考えを示した。

2014 年 6 月。経団連の榊原会長。法人実効税率の引き下げについて、「一番大事なのは、増税で帳消しになるのを避けることだ」。

⑤ 消費税導入後の租税構造の変化

消費税導入後、所得税や法人税など直接税の減税により、国税の租税構造は大きく変化している。1991 年から 2013 年までの約 20 年間で、直接税の比率の変化を、米、英、独、仏、伊など主要国と比べてみると、日本の激変ぶりが目立つ。この傾向はさらに進みそうだ。

日 73 → 55、米 90 → 93、英 57 → 56、独 50 → 44、仏 41 → 43、伊 56 → 54（%）
（あんどろ みのもる・会員・静岡大学名誉教授）

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税と財政・社会保障の危機

垣内 亮

消費税率 10 % への増税を決めた法律（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」）は、この法律の趣旨を示した第一条で、「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行う」と述べている。今回の増税の目的は「社会保障の安定財源の確保」と「財政の健全化」だということである。

消費税増税を「やむを得ない」と考える国民の多くも、「社会保障に使われるのであれば」とか「財政が大変だから」ということを、その理由としている。「社会保障」と「財政危機」を二枚看板とした政府の宣伝が、一定の効果をあげていることは間違いない。本稿の課題は、消費税創設以来の歴史を振り返るとともに、今回の増税をめぐる状況を検証して、こうした政府の宣伝の欺瞞性を明らかにすることである。

消費税の目的は「社会保障」でも「財政健全化」でもなかった

まず、日本で消費税が創設された当時にさかのぼろう。消費税の課税が始まったのは 1989 年 4 月だが、それが国会で決まったのは前年の 12 月だった。そのとき、「消費税法案」と同時に成立した「税制改革法案」は、消費税創設を

軸とする「税制改革」の趣旨について、次のように述べていた。

「今次の税制改革は、現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより均衡がとれた税体系を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。」（税制改革法第 2 条）

この長文の「趣旨」のどこを探しても、「社会保障」という言葉も「財政」という言葉も見当らない。このことに示されているように、「社会保障」や「財政健全化」は、消費税のもともとの目的ではなかった。「所得、消費、資産等に対する課税」の組み合わせで「均衡がとれた税体系を構築する」ことが、消費税創設の目的だということである。消費税が「消費に対する課税」であることは言うまでもない。消費税増税法案がつくられる以前には、より露骨に「直間比率の是正」という言葉が使われていた。消費

税に代表される間接税を増やし、所得税や法人税などの直接税を減らすべきだというのである。実際に当時、消費税創設と並行して、所得税・住民税の最高税率や法人税率の引下げが実施されている。

もともと、消費税法案の国会審議では、政府は「消費税は社会保障のため」と言わんばかりの説明を行った。たとえば、当時の厚生省と大蔵省が連名で出した「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」と題した文書では、2010年には社会保障給付費が195～240兆円に達し、当時の制度のままでは70～85兆円もの財源が不足するという試算を示し、この対策のためにも「税制改革」が必要だと説明している。ちなみに、2010年度の社会保障給付費の実績は103.5兆円である。

しかし、こうした政府の議論は、まったく国民を欺瞞するものだった。当時の加藤寛政府税制調査会会長は、後日、次のように発言している。

「消費税を導入したとき、高齢化社会に備えるためと言われ、我々税調もそう説明しましたが、本当はあれは、ああ言えば一般の人に分かりやすいから、ということでした。消費税の本来の意義はそういうものではないんです」（『週刊新潮』92年9月3日号）

軒並み改悪・削減されてきた社会保障

消費税創設後、社会保障や財政は改善されたのだろうか？ まず、社会保障を見てみよう。

医療分野では、消費税導入前にはサラリーマン本人の窓口負担が1割だったのが、今では3割負担となっている。高齢者の窓口負担も、月800円の定額制だったのが、75歳以上は1割（「現役並み所得者」は3割）となり、70～74

歳は順次1割から2割に引き上げられつつある。75歳以上の「後期高齢者」は別建ての制度とされ、これまでは子どもの扶養家族だった人も含めて保険料負担を強いられることになった。市町村国民健康保険の1人当たり保険料は、88年度の年額5万6374円から、2012年度には9万0882円にまで上昇した。その一方で、診療報酬の抑制・削減の結果、病院や診療科の廃止・縮小が相次ぎ、「医療崩壊」が全国に広がっている。

介護の分野では、この間に介護保険制度が創設されたが、わずかな年金収入しかない高齢者にも重い保険料負担をおしつける一方で、特養ホームなどは多数の待機者が生まれ、「保険あつて介護なし」とか「介護難民」と言われる事態が生じている。

年金制度も改悪が繰り返されてきた。被用者老齢年金の支給年齢が60歳から65歳に引き上げられ、保険料も毎年のように引き上げられてきた。88年度に月額7700円だった国民年金保険料は、2014年度には1万5250円となり、未納者が激増している（納付率が88年度は84.3%、2012年度は59%）。被用者年金・国民年金とも、2015年度分から「マクロ経済スライド」の実施により給付水準の引き下げが開始されようとしている。

少子化や待機児童の急増が社会問題となり、政府は今さらのように「子育て支援」を強調しているが、88年10月には全国に1万3657カ所あった公立・公営保育所が、2013年4月には1万31カ所にまで減ってしまったことに示されるように、国が保育所を切り捨ててきたことが、子育ての困難の大きな原因となっている。

「社会保障目的化」の欺瞞

97年の消費税増税が深刻な不況の引き金となったことから、消費税増税への国民の反発はますます強まった。この時期に、国民を欺瞞するために持ち出されたのが、「消費税の社会保障目的化」である。政府は、99年度の予算から、国税分の消費税（地方交付税充当分を除く）について、その税収を充当すべき歳出項目を、予算総則に記載するようになった。その歳出項目は「基礎年金、老人医療、介護」のいわゆる「社会保障3経費」とされた。

これによって、社会保障が充実したかといえば、決してそうはならなかった。

第一に、図1のように、「3経費」の合計額は、はじめから消費税収を上回っていたから、消費税収をこれに充当したからといって、増えるはずもなかった。

第二に、消費税を充当することは、これら「3経費」の削減の歯止めにもならなかった。もともと、これらの経費は高齢者の増加に伴って、毎年7000～8000億円程度の増加が見込まれていたが、2008年度までの9年間の実際の増加額は4.5兆円、年平均5000億円程度にと

どまった。小泉内閣などが進めた社会保障の「自然増削減路線」によって、自然増が削減されたからである。

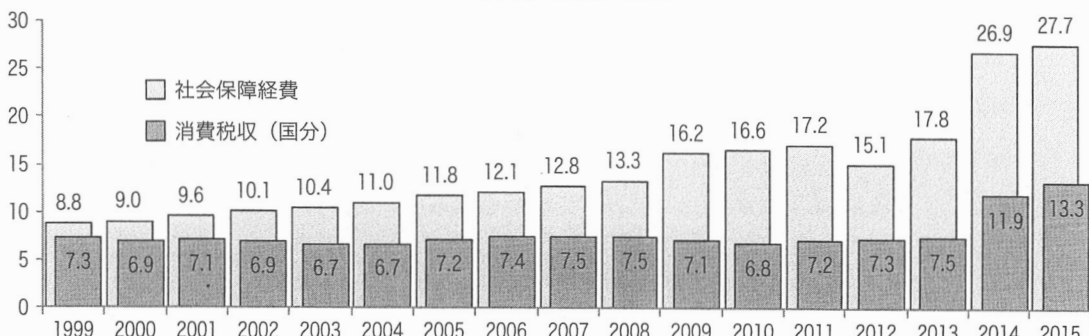
第三に、はじめはわずかだった「3経費」と「消費税収」の差が開くにつれ、政府は、「消費税収が3経費を賄うのには足りない」として、それを増税の口実にするようになった。2009年度からは基礎年金の国庫負担が2分の1に引き上げられ、「税収不足」はますます大きくなった。

第四に、2014年度からは、消費税を充当すべき経費が「少子化対策」を含む「4経費」に拡大され、老人医療以外の医療分野も含まれることとなったため、消費税を増税したにも関わらず、「税収不足」がますます拡大した。

第五に、自民・民主・公明の「3党合意」をふまえて制定された「社会保障制度改革推進法」には、「社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」規定が設けられた。「消費税を社会保障に充てる」と「社会保障は消費税を主要な財源とする」とことは、似て非なるものである。

前者ならば、所得税や法人税も社会保障に充

(図1) 消費税の「社会保障目的化」に係る税収と使途の推移



出所：「予算及び財政投融资計画の説明」。国税の消費税収（地方交付税分を除く）と、それが充当されるべき社会保障経費（2013年度までは「基礎年金、老人医療、介護」、2014年度以降は「年金、医療、介護、少子化対策」、いずれも当初予算ベース、単位：兆円

※ 2012・13年度の社会保障経費は、基礎年金国庫負担引上げに充当する「年金特例公債」相当分が除外されている。

てられることになるが、後者ならば、「社会保障財源といえば、もっぱら消費税」ということになってしまう。

このように、「消費税の社会保障目的化」は、社会保障を充実するのには役立たず、さらなる消費税の増税の口実となるだけなのである。

「増税分は全額、社会保障に充てる」という欺瞞

今回の増税にあたっては、「増税分は国・地方とも全額、社会保障に充てる」という宣伝もされた。しかし、「社会保障に充てる」といつても、その大半は「既存の社会保障経費の財源を消費税に置き換える」ということにすぎず、新たな「社会保障の充実」に充てられるのは、(表 1) のように、2014 年度は増税分の 10 %、2015 年度も 16 % 程度にすぎない。残りは、既存の社会保障経費の財源に充てられることになっている。

既存の社会保障経費の財源が消費税に置き換えられれば、それまでその経費に充てていた財源が「浮く」計算になる。それを何に使おうと、政府の自由ということになる。それが軍事費や

公共事業、大企業減税などの財源に使われたとすれば、消費税増税分を軍事費や公共事業、大企業減税の財源に充てたのと、何ら変わらなくなってしまう。「増税分は全額、消費税に充てる」という政府の宣伝は、まったくのごまかしにほかならない。

なお、基礎年金国庫負担を 2 分の 1 に引き上げる財源について政府は、「これまでは財源がなく、年金特例国債を充ててきたので、これに消費税を充てることで財源が安定化する」などと説明している。しかし、過去に国庫負担が引き上げられてきた段階では、政府は「所得税の定率減税廃止」や「年金課税の強化」による税収を財源に充てると約束してきた。その約束を反故にして、他の使途に流用してしまったために、消費税増税分を充てることになったのであり、税の二重取りにほかならない。

社会保障の「自然増削減」を再開した 15 年度予算

小泉内閣のもとで強行された「毎年 2200 億円 (地方を含めれば 3200 億円) の社会保障自然増削減」は、「医療崩壊」「介護難民」「年金

(表 1) 消費税増税分と社会保障費の関係

	2014 年度	2015 年度
消費税増収分 (地方を含む)	5 兆円	8.2 兆円
基礎年金国庫負担 2 分の 1	2 兆 9473 億円	3 兆 214 億円
消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増	2318 億円	3537 億円
既存の社会保障費の財源に充当	1.3 兆円	3.4 兆円
社会保障の「充実」	0.5 兆円	1.35 兆円
子ども・子育て支援	3059 億円	5189 億円
医療・介護サービスの提供体制改革	940 億円	3307 億円
医療・介護保険制度の改革	654 億円	3054 億円
難病・小児慢性特定疾病への対応	298 億円	2048 億円
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10 億円	20 億円

厚生労働省と財務省の予算説明資料により筆者が作成。

不信」など、社会保障の全般的な荒廃をもたらし、自民党政府でさえ、削減方針の終了を余儀なくされた。ところが、安倍内閣は、「社会保障のため」といって消費税を増税した直後だというのに、2015年度予算で、この「社会保障自然増削減路線」を再開した。

2015年度の社会保障関係費は、23兆1106億円で、前年度に比べて1兆30億円増加している。しかし、この中には、①消費税増税に伴う社会保障経費増（1111億円）、②消費税を財源とする「社会保障の充実」（4537億円）、③低所得者対策の「簡素な給付措置」（1320億円）、合わせて6968億円が含まれている。これ以外の「自然増」に相当する額は、3000億円程度にすぎない。昨年の概算要求段階では自然増が8000億円と見込まれており、これが大幅に削減されたことになる。

15年度予算には、年金削減（「特例水準の解消」分0.5%＋マクロ経済スライド0.9%）、介護報酬削減、生活保護削減など、社会保障の改悪が目白押しとなっている。

財政危機をいっそう深刻化させた消費税

次に、消費税が財政危機の打開に役立ったのかどうかを検証しよう。

消費税が創設される直前の88年度末には、国と地方の長期債務残高は253兆円だったが、2015年度末には1000兆円に達する見込みとなっている。この四半世紀で政府の債務は4倍に膨れ上がったことになる。88年度の国債発行額は7兆円だったが、2015年度は5倍以上の37兆円近くにもなっている。財政危機は、消費税ができる以前より、いっそう深刻になっている。

消費税は、財政危機打開に役立つどころか、むしろ財政をより悪化させてきた。その理由は、以下の通りである。

第一に、消費税増税によって景気が悪化し、消費税以外の税収が減収となったことである。97年の増税は長く続く不況の引き金になったし、今回の増税も97年以上の消費の冷え込みを生じさせている。

第二に、この不況から脱出するための景気対策として、歳出の追加や減税が実施されたことである。たとえば、97年の増税後の不況の中で、橋本・小渕両内閣は、所得税・法人税などについて、消費税増税分をはるかに上回る減税を実施した。

第三に、消費税収をあてこんで、軍事費や公共事業、大企業・金持ち減税などのばらまきが行われたことである。たとえば、88年度に3.7兆円だった軍事費は、消費税創設をはさんで5年後の93年度には4.6兆円に急増した（決算ベース）。5年で25%、年平均5%の急速な伸びである。同じ5年間で、公共事業関係費は6.7兆円から13.7兆円へと、倍以上に膨れ上がった。ちなみに、同じ5年間の社会保障関係費の伸びは13%程度、年平均3%弱にすぎなかった。

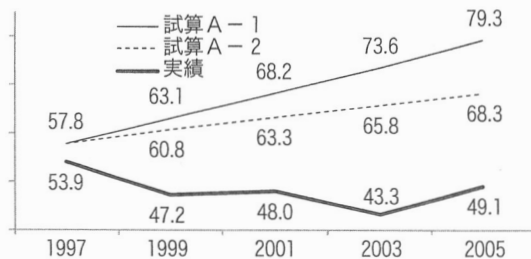
まったくはずれた政府の目算

97年の消費税増税にあたって、当時の大蔵省は、消費税増税や「財政構造改革法」（97年制定）による歳出削減効果によって、財政健全化が進むという試算を示した。図2のように、2005年度には97年度に比べて税収が10～21兆円程度増え、公債残高の増加も130～150兆円程度にとどめられるというものだった。

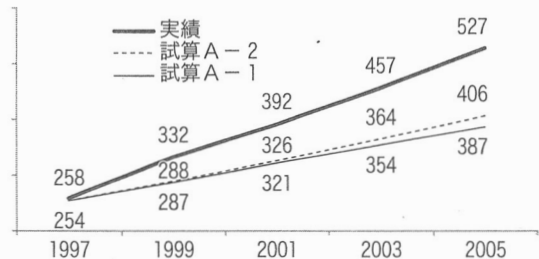
ところが、現実には、増税後の景気悪化や、

(図 2) 97 年当時の財政試算と実績

一般会計収収 (兆円)



公債残高 (兆円)



試算値は大蔵省「中期的な財政事情に関する仮定計算例」(1997 年) による (試算 A-1 は名目成長率 3.5 %、試算 A-2 は名目成長率 1.75 % を前提)

前述した所得税や法人税の減税によって、税収は増えるどころか 97 年度よりも減ってしまい、景気対策として公共事業がばらまかれたこともあって、公債残高は大蔵省の見通しをはるかに超えて増加してしまっただけである。

消費税は法人税の穴埋めに消えた

消費税が創設されてから 2015 年度までの 27 年間で、地方税分を含む消費税収の累計額は 304 兆円に達する。ところが、同じ時期に法人税の税収は、景気悪化と相次ぐ減税によって落ち込んだ。地方税を含む法人 3 税のピークは消費税が創設された 89 年度で、その後は一度もピークを回復したことがない (図 3)。

89 年度と比べた法人 3 税の減収額の累計は、15 年度末までで 263 兆円に達する見込みとなっている。まさに、消費税収のほとんどが、法人税の穴埋めで消えてしまったのである。これでは、いくら消費税を増税しても、財政が良くなるはずもない。

15 年度予算で拡大する新たな浪費

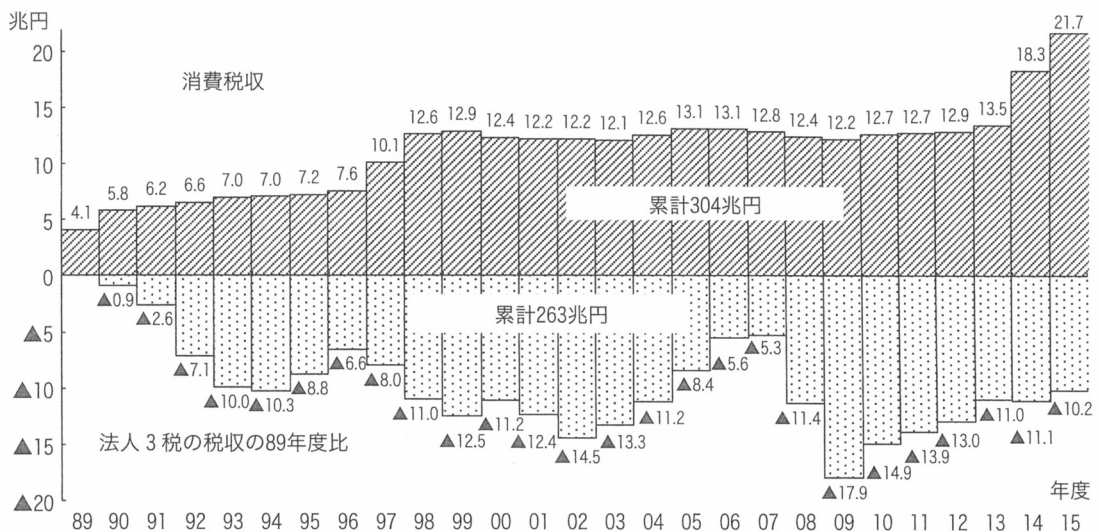
2 期連続のマイナス成長という、政府の「想定外」の事態を前にして、安倍内閣は消費税率 10 % への引上げを 1 年半延期したが、消費税

増税法から「景気判断条項」を削除して、2017 年 4 月には「必ず税率を引き上げる」としている。一方、2015 年度予算では、この増税を当て込むかのように、新たな浪費が始まっている。

1 つは、大企業への減税である。政府は、法人税率を現行の 25.5 % から 15 年度は 23.9 % に引き下げ、さらに法人事業税の所得割も 2 年間で段階的に引き下げ、法人 3 税の実効税率を 34.62 % から 2 年間で 31.33 % まで引き下げようとしている。これだけでも 1.6 兆円もの減税である。さらに政府は、16 年度の「税制改正」では、いつその減税を行うことを目指している。すでに、史上空前の利益を上げ、巨額の内部留保をためこんでいる大企業に減税しても、さらに内部留保を増やすだけで、景気が良くなるわけではない。

軍事費の浪費も拡大している。15 年度予算の軍事費は 4 兆 9801 億円、当初予算としては史上最高となった。14 年度予算 (補正後) と合わせると 10 兆円を超え、今後も 15 年度と同額の予算が続けば、18 年度までの 5 年間で 25 兆円を超える。これは、一昨年に策定され、「史上最大規模」とされた「中期防衛力整備計画」(5 年間で 24 兆 6700 億円) を超える勢いとなっている。米軍への「思いやり予算」や米

(図3) 消費税収と法人3税の減収額の推移



出所：財務省及び総務省公表データにより計算、2013年度までは決算、2014年度は国は補正後、地方は予算額、2015年度は国・地方とも予算額

消費税には地方分（96年度までは消費譲与税、97年度からは地方消費税）を含む。

法人3税には法人税、法人住民税、法人事業税のほか、地方法人特別税、地方法人税、復興特別法人税を含む。

軍再編経費なども、合計3406億円と、当初予算ベースでは過去最高となった。

見えない財政健全化の展望

政府は、国と地方を合わせた「基礎的財政収支（プライマリー・バランス）」の赤字の対GDP比について、①2015年度には、2010年度（6.6%）の半分以上にする、②2020年度には黒字化する—ということを、「財政健全化目標」に掲げている。内閣府の試算（2月12日発表）では、消費税率10%への引上げを延期しても2015年度には基礎的財政収支の赤字が対GDP比で3.3%となり、ギリギリで目標を達成できるとしている。

しかし、これは、実質成長率が2014年度は▲0.5%、2015年度は+1.5%という、「政府経済見通し」を前提とした計算である。内閣府試算の直後の2月16日に発表された2014年10—12月期GDPの速報値は、年率2.2%の

実質成長にとどまり、民間シンクタンクの予想（3.5%前後）を大きく下回った。さらに、3月9日に発表された改定値では、年率1.5%にまで落ち込んでしまった。かりに2015年1—3月期も同程度の成長率にとどまれば、2014年度通年の成長率は▲1.0%程度まで落ち込んでしまう。発射台が低くなれば、2015年度の政府見通しも危うくなり、税収の伸び悩みなどによって、基礎的財政収支目標の達成もおぼつかなくなるだろう。

かりに、2015年度の目標はクリアしたとしても、2020年度の黒字化目標の達成はまったく見通しが立っていない。内閣府の試算では、経済運営がうまく行った場合の「経済再生ケース」でも9.4兆円、「ベースラインケース」では16.4兆円もの赤字が残ってしまうとされている。これはGDP比で1.6～3%に相当し、この赤字を消費税増税で埋めようとすれば、単純計算でも税率を13～16%まで上げなければ

ならない。増税に伴う景気の悪化や、税率が 10 % を超えた場合に「軽減税率」が導入される可能性を考慮すれば、税率の引上げ幅はさらに大きくなるだろう。

いまこそ「消費税ではない別の道」を

消費税創設後 26 年の歴史が示しているのは、「消費税頼み」では社会保障も財政も決して良くならないということである。いまこそ、「消費税ではない別の道」を真剣に探究しなければならない。

第一に、歳入・歳出の全般にわたる見直しである。大型公共事業や軍事費など、歳出の浪費にメスを入れることは当然必要だが、それだけでは問題は解決しない。この間の大企業・金持ち減税で空洞化した税制の立て直しが不可欠である。

たとえば、OECD34 カ国の 2012 年の税収の対 GDP 比を比較すると、日本は 17.2 % で 32 番目である。日本より税収が少ない国は、メキシコ (16.7 %) とスロバキア (15.7 %) しかない。消費税増税分を含めて、2015 年度の税収は 2012 年よりは増える見込みであるが、それでも GDP 比で 19 % にも達しない。最高のデンマーク (46.3 %) などの北欧諸国は別としても、ドイツ (22.5 %)、イギリス (26.7 %)、フランス (27.5 %) などに見劣りしない程度までは、税収を充実させることが必要である。

それには、低所得者ほど負担が重い消費税ではなく、「応能負担」の原則をつらぬいて、所得税や法人税を中心にして、富裕層に対する資産課税などを行うことが必要である。所得税や法人税では、税率を引き上げるだけでなく、富裕層の株式配当や株式譲渡所得の税負担が軽減

されていることや、各種の大企業優遇税制を改めることが重要である。

第二に、国民の所得を増やす方向で経済改革を進め、それによる税の自然増収も含めて、財政の健全化を進めることである。

安倍内閣は、「アベノミクスでデフレを克服する」というが、「デフレ」の最大の原因は、賃金引下げなどによって国民の所得が減少し、消費を冷やしてきたことである。「デフレ」といってもピークの 98 年から 2011 年までの物価下落は 4 % にすぎない。一方、労働者の賃金は 97 年から 2011 年までに 13.8 % も下落した。賃上げなどによって国民の所得を増やし、購買力を高めることなしに、景気が良くなるわけがない。消費税の増税は、国民の購買力をさらに奪うものであり、「デフレ克服」に逆行するものである。

消費税増税にくわえて、「アベノミクス」による円安で輸入原材料価格が上昇し、物価が上がっているのに賃金はあまり増えず、労働者の実質賃金は今年 1 月まで 19 か月連続して前年同月比マイナスを続けている。安倍政権が進める「トリクルダウン」の政策では、景気は良くならない。財政政策、経済政策の全般にわたって、抜本的な改革が必要になっている。

(かきうち あきら・日本共産党経済政策委員)

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

中小企業に厳しく大企業にやさしい消費税

藤田信好

はじめに

確定申告を前にした今、税務署は各地で「消費税の納税準備は出来ていますか？」という事業者向けのチラシを配布しています。チラシには「消費税は消費者からの預かり金です。支払時期と資金を把握して事前準備をしておきましょう」と納税義務者に呼びかけています。リーフレット「消費税はどんな税金？」では、「消費税は、事業者負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する間接税」だとしています。

消費税はそもそも誰が負担すべき税金なのでしょうか。そしてじつさに誰が負担し誰が負担していないのでしょうか。

消費税法第5条（納税義務者）は、「事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある」と規定し、第9条では、「小規模事業者に係る納税義務の免除」の規定を置き、売上高が1000万円未満の事業者の納税義務を免除しています。消費税法は納税義務者についてはそのように定めているものの、そもそも誰が消費税を負担する担税者なのかは定めていません。にもかかわらず、国税当局は、「（消費税）税金分

は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する間接税」だとしています。

消費税の法的性格が、裁判上争われたことがあります。その確定判決では、「消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者に対する関係で負うものではない。」（東京地裁平成二年三月二六日確定判決より）としています。つまり、消費税は「預かり金ではなく（く）」、「価格の一部」としたのです。これを受け、税務当局は「消費税は預り金的性格を有する」（「国税庁レポート2013」）とぼかした表現を使うようになっています。冒頭のチラシを配布した千葉西税務署は、民商などの抗議をうけ、「チェックが甘かった。今後は配布しない」（2月12日）と回答しています。

消費税は実はいろいろな顔を持っています。本稿では、取引関係の実態を通じて消費税の正体を明らかにし、中小企業者にとって消費税が営業破壊税であること。そして大企業にとっては、この上なく都合のよい“補助金”であることを明らかにし、消費税に頼らずに税収を確保していく道について考えたいと思います。

消費税は事業者にとっては直接税

消費税は、納税義務者である事業者が、年間売上高に 8 % を乗じた金額から、年間仕入額等に 8 % を乗じた金額を控除して納税額を計算します。前述のように法律上は、個々の商品価格に転嫁することも、税を預かることの規定もないし義務ありません。消費税法上、消費者は登場しません。価格を決めるのは事業者の自由で、どれだけ転嫁し価格をいくらにするかは事業者の裁量です。

年一回の消費税申告を求められている（但し、売上高によっては 4 回、12 回の場合もあり）大多数の事業者にとっては、消費税はいわばコストの一部を構成し、消費税分が転嫁ができていないか、いないのか、年間の決算が終わらないとわからないのが実態です。「数字上、転嫁できるように思っても、実はできていない」というケースも少なくありません。

消費税を価格に転嫁できない

いくつか、具体例を紹介したいと思います。

東京都の渋谷区で弁当製造・販売を営む A さんは、売上高は 1 億 2800 万円。従業員は 12 人。近くに競合店や大型のコンビニがあり、ワンコイン弁当の激戦地です。消費税導入以降も料金の値上げをしていなかったのですが、昨年 4 月 1 日、8 % への増税にともないランチ弁当の売値を 500 円から 540 円に値上げしました。値上げによって一時売上は増えましたが、次第に昨年並みに落ちます。競争も激しく、値上げした 40 円分は中身を充実させないとお客さんが納得しないので、材料代に 30 円分まわしました。形式的には消費税は転嫁しているように見えますが、「法人税の申告は約 3800 万円の赤

字で、消費税約 100 万円を納税する余裕はない」状況です。源泉所得税や消費税の滞納が約 134 万円にもなり、14.6 % の延滞税が重くのしかかっています。

東京都内で豆腐店を営む B さんは、年間売上は約 2700 万円。従事者は家族を含め 5 人。8 % への増税にともない油揚げ 1 枚 90 円を 100 円に、豆腐も 1 丁 170 円を 180 円に値上げしました。すべての商品の増税分を値上げできたわけではありません。「以前は油揚げ 2 枚買っていた人が 1 枚になるなど買い控えも」でしたが、付加価値をつけた新商品を開発・投入や顧客開拓にも努力した結果、売上は 5 % 増にはなりました。

しかし、油が 6000 円から 6600 円に値上がりしたのを始め仕入、光熱費が 5 % 伸びており、「利益はトントンで、消費税分を転嫁できているとは言えない」と言います。

同じく都内で洋風レストラン 2 店舗を営む C さんは、年間売上は約 3000 万円。従業員は 4 人。昼のランチは近隣が 500 ～ 800 円で厳しい経営環境にあるので増税分の値上げは見送り、ランチ 900 円の価格を据え置きましたが、夜のディナーは値上げをしました。「地域的に昼が勝負なので、50 円のサービス券をだしたり、ヘルシーな食材に気をつかうなど顧客維持に努力しており、50 % くらいは転嫁できているのではないか。しかし、エビ、小麦、チーズ、肉類も全体として前年比 10 % 程度高くなっているの、利益は減少している。増税後、売上をほぼ維持しているだけでもいいのかと考えているが…」と話します。

政府は、消費税増税にともない消費税転嫁対策特別措置法を制定しました。しかし前記の 3 例は、事業者対消費者（BtoC）の関係で、競

争等のなかで転嫁したいと考えながらも経営判断で増税分を完全には転嫁できていない事例です。

単価の減額・買い叩きが横行

また、減額の強要や買い叩きも少なくありません。「大工工事だが、消費税は見積として計上しても、客から『この予算でやってくれ』と言われる。材料等にはきちんと税金を払わなければならない、現状は板挟みの状態だ。10%になったら廃業だ。仕事は薄くなるだろうし、その上税金は高くなる（青森・男性・60代・大工）」、「消費税は転嫁しているが、単価の値引きを迫られている。10%は絶対にやめてほしい。中小業者は潰れる。」（長野・男性・60代・印刷・同関連業）、「消費税引き上げ分3%の値下げ（製品単価）があり、利益がその分減って苦しい（京都・男性・70超・精密機器製造）」、「大工手間賃に消費税を掛けて請求書を出しているが、8%の影響は大きく、工務店等は手間賃の請求でも切りの良い所で値引きをさせられる（島根・男性・50代・職別工事業）」（全商連付属研究所・営業動向調査2014年下期）。

ここにある消費者からの値引き要請はそもそも、同法の対象外です。法第3条第1号は「事後的減額」を禁じるだけなので、事前の本体価格やコストの削減要請などを禁じるものではありません。日経新聞1月31日付は「トヨタ自動車は取引先から購入する部品について、年2回実施していた値下げ要請を2015年上期（4～9月）も見送る方針を決めた」と報じました。これは円安による輸出採算改善で業績が改善されていることを受けての措置ですが、逆に言えばこれまではずっと値下げ要請を常態化させてきたということでもあります。「乾いた雑巾をも

絞る」と言われるトヨタの下請け搾取は苛烈です。特に、2000年からCCC21（21世紀に向けたコスト競争力の構築）と称し、3年間で30%の原価低減を提唱。05年4月からは、VI（バリュー・イノベーション＝価値の創造）と称して設計・開発段階からコストを見直すなどの原価低減を追求してきました。これら価格交渉やコスト削減要請は、独禁法にも下請法にも違反しないとされています。もちろん、転嫁対策特別措置法でも同じく問題にされないのです。

消費税は弱いものに押し付けられる「悪魔の税」

全国商工団体連合会は付属研究所に委託し「営業動向調査」を年2回実施しており、消費税についての特別調査も実施しています。2014年下期の調査によると、消費税を「完全に転嫁できていない」（「一部しか売上・単価に転嫁できない」「ほぼ転嫁できていない」「全く転嫁できていない」の合計）と回答した事業者は全体の46.8%に及びます。一般的に課税売上高1000万円未満の免税事業者についても、仕入価格で負担した消費税を販売価格に転嫁することが予定されていますが、67.5%が消費税を完全転嫁できていません。

また、直近の事業年度の売上高が1000万円以上の課税事業者クラスでも、売上高が低いほど「完全に転嫁できていない」割合が高くなっています。売上高「2000万円～3000万円」では39.8%、「1500万円～2000万円未満」では43.5%、「1000万円～1500万円未満」では54.2%が完全に転嫁できていません。（グラフ1）

（グラフ2）は、事業所として見積もり基準を持っている製造業・建設業（227人・社）の

最近の取引の消費税の転嫁状況×直近の事業年度の売上高（グラフ 1）

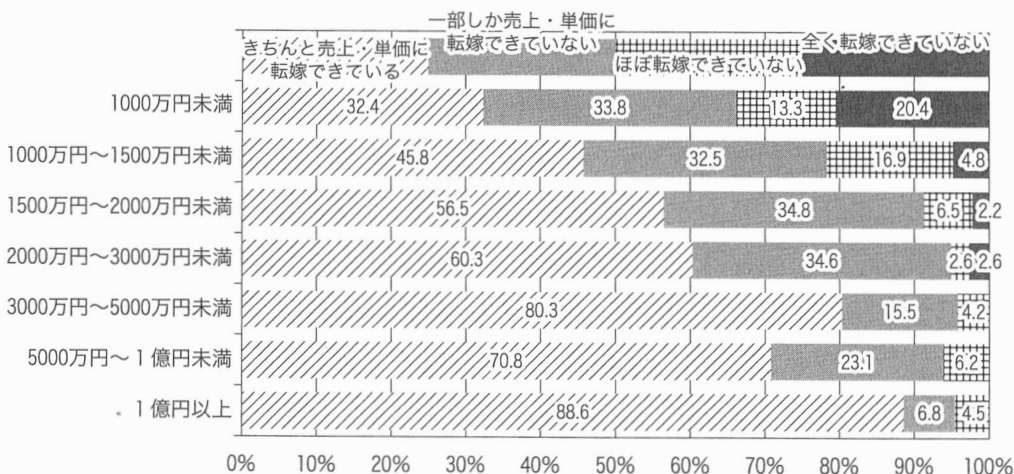


表 1 有力 20 社の最新輸出還付金額の推算

最新有価証券報告書に基づき湖東京至税理士推算 2014 年 8 月作成

(単位: 億円)

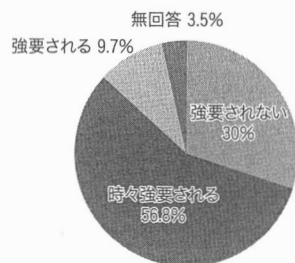
	企業名	消費税還付金額 (2013 年 4 月～2014 年 3 月)
1	トヨタ自動車	1,402
2	三井物産	815
3	住友商事	794
4	丸紅	765
5	日産自動車	757
6	三菱商事	746
7	本田技研工業	432
8	ソニー	389
9	キャノン	(注) 380
10	マツダ	363
11	東芝	343
12	三菱自動車	339
13	伊藤忠商事	288
14	豊田通商	269
15	三菱重工業	206
16	村田製作所	151
17	パナソニック	143
18	日立製作所	121
19	任天堂	89
20	新日鐵住金	72
	合 計	8,864

※還付金額は国税分 4 % と地方消費税分 1 % の合計 5 %

※注: キャノンの事業年度は 2013 年 1 月から 2013 年 12 月

うち、「取引先から値引き強要はありますか？」の回答割合を示しています。「時々強要される」が 56.8 %、「強要される」が 9.7 %となっています。

事業所として見積もり基準をもっている製造業・建設業 (227 人・社) のうち、「取引先から値引き強要はありますか？」の回答割合 (グラフ 2)



事業者間 (BtoB) でも、下請け関係にある取引では値引き要請が日常化しています。

消費税は事業者にとっては、転嫁できていようが、できまいが関係なく、売上高に $\times 8\%$ (仕入で支払った消費税額) で負担が迫られるので、直接的と言えるのです。取引上の力関係で立場の弱いものに押し付けられるのです。「悪魔の税金」といわれる所以です。

こうしたことから、消費税の滞納が膨大に発生しています。全国の租税の滞納額は 1 兆

3617 億円。その 3 割、4169 億円が消費税の滞納です。

消費税を滞納した事業者には、売掛金の差し押さえや財産の差し押さえをはじめとする滞納処分など容赦ない強権的な徴収が行われています。廃業・倒産を余儀なくされた事業者も少なくありません。

大企業にとって消費税は？

その 1 負担するのではなく「いただく税金」

すべての取引に消費税がかかってくるわけではありません。消費税が課税されない「免税取引」があります。たとえば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引は、一定の要件が満たされる場合は、その売上げについて消費税が免除されます。その輸出や輸出類似取引などのために行った仕入れについては、原則として仕入れにかかる消費税額を控除することができます。消費税は日本国内の税制なので、外国の客からは税金をとることはできないというのがその理由です。これがいわゆる「輸出戻し税」です。

元静岡大学教授・税理士の湖東京至さんが、最新の有価証券報告書（決算書）から推定計算したトヨタ自動車の年間還付金額は約 1400 億円になります。トヨタが還付を受ける仕組みは下の通りです。有力 20 社の還付金額は表 2 の通りです（全国商工新聞 9 月 1 日）。

国税庁が公表している「還付金支払決定の状況」によれば、消費税の還付金は年間 4 兆 1043 億 4300 万円にも上ります（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）。2008 年の消費税収は国（4 %）と地方（1 %）をあわせると

約 12 兆円ですから、なんとその約 3 分の 1 が輸出大企業を中心に還付されているという驚くべき実態なのです。

これは税率 5 % のデータなので、8 % への増税でさらに拡大しています。

前述のように、トヨタなど輸出大企業は、系列の下請け企業に対し支配的な地位を利用して、帳簿の上では消費税を払っていても、実際は、その分の利益やコストを削っています。それに加えて、大手輸出企業は値切ったことで負担してもいない消費税を還付されることになります。

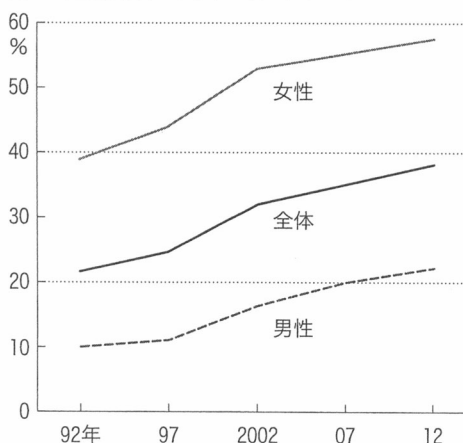
その 2 リストラを促進する税金

さらに消費税は、前述のように仕入れにか

表 2

トヨタが税務署から還付を受ける仕組み	
総売上高（11 兆 421 億円）	
輸出売上高 7 兆 2529 億円 $\times 0 \% = 0$ 円①	
* 輸出は免税（ゼロ税率適用）	
国内売上高 3 兆 8731 億円 $\times 5 \% = 1,937$ 億円②	
* 総売上高に含まれない資産の譲渡等を含む	
売上にかかる消費税額（①+②）1,937 億円（イ）	
売上税額控除額	
仕入高等 6 兆 6,788 億円 $\times 5 \% = 3,339$ 億円（ロ）	
納付金額（イ）－（ロ）＝△ 1,402 億円	
* マイナスになり還付	

非正規労働者の比率（グラフ 3）



かった税金を控除して税額を計算します。労働者に支払う賃金部分は控除できませんが、労働者を外注化すると仕入経費にカウントされるため、人件費×8%を控除することができます。同じ労働者を使うにも、直接雇用でなく派遣を使うなど外注化することで、消費税分をもうけに転じることができるということになります。したがって、大企業のリストラを促進するのです。

グラフ3の通り、非正規労働者はこの間一貫して増加しています。総務省が2013年7月に発表した就業構造基本調査では、非正規社員は全体で約2043万人となり、比率も38.2%と過去最大を更新していますが、消費税の導入、税率引上げと無関係ではありません。

その3 消費税は法人税減税の財源に

さらに、より重大な問題は、消費税が法人税の引き下げの財源とされてきたことです。消費税導入以降2013年までの消費税収入は合計264兆円、これに対し、消費税導入前は42%

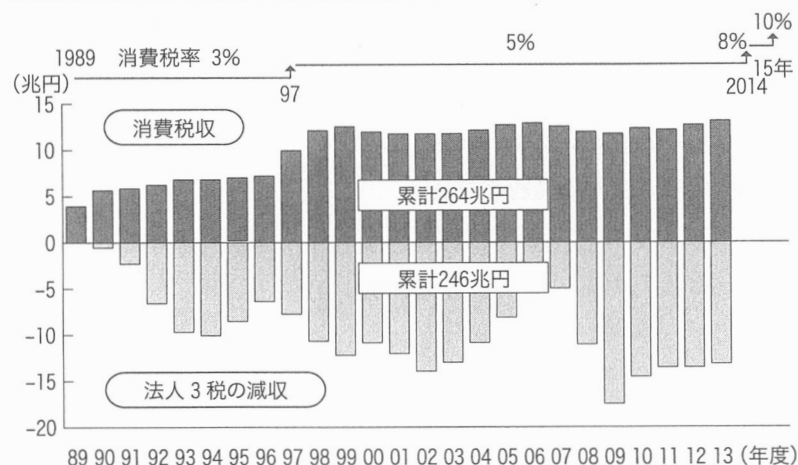
だった法人税率は、40%、37.5%、34.5%、30%そして25.5%にまで引き下げられました。「租税特別措置」などの政策減税ともあいまって、89年に19兆円あった法人税収は2011年には8.8兆円にまで落ち込んでいます。減らされた法人税3税の累計は2013年までの累計で246兆円になります。その分を消費税が埋めたといっても過言ではありません。大企業は日本の法人税は高いと引き下げを求めています、富岡幸雄・中央大学名誉教授は『税金を払わない巨大企業』（文春新書）のなかで、大企業が税金を払っていない実態を企業名もあげて明らかにしています。正味税率は35.64%ですが、実際納めている実効税負担率は諸外国の法人税率をはるかに下回っているのです。

むすびにかえて

消費税は消費者が負担する間接税で低所得者ほど負担が重いという「逆進性」という根本的な欠陥を持っています。それは、すべての取引

25年間で国民が支払った消費税と同時期の法人税3税（法人税、法人住民税、法人事業税）の比較

○消費税増税と合わせたように法人税は減税されている



出所：財務省および総務省公表データにより計算。

法人3税には地方法人特別税、復興特別法人税を含む。消費税廃止各界連絡会作成

関係において消費税が完全に転嫁されているという前提です。しかし、取引の実態は必ずしもそうはなっていません。中小企業者にとっては、転嫁できなければ身銭を切って納めなければならないという意味で直接税と言わなければなりません。他方、輸出大企業にとっては濡れ手に粟の還付金をもたらす、まことにありがたい税金です。

消費税は社会保障のためと言われて導入され、「社会保障の安定財源の確保のため」とか「財政再建のため」などを口実に5%、8%へと税率が引き上げられてきました。しかし、税収構造全体を大きく通して見れば消費税収の大部分が法人税減税のために消えているのです。

2014年総選挙で勝利した政府与党は、2015年税制改正大綱（「大綱」）で消費税10%増税を「景気判断条項」をつけずに実施するとする一方、法人税を20%台まで引き下げる方向を打ち出しています。その減税財源に消費税増税や外形標準課税の拡大などが考えられています。

不平等と格差の拡大を指摘して注目されているトマ・ピケティ氏は、来日講演で記者の質問に答え「なぜ所得税を増税する前に消費税率を上げるのですか。40年前の日本は、今と比べたら格差のない社会でした。しかし今は、富と所得比率が高い高所得者層の税率が低い。それならば、もっと富裕層に課税しなければ」（1月31日記者クラブでの講演）と消費税を増税すべきでないと述べています。

ピケティ氏も指摘するように、消費税の10%への増税は中止すること、そして憲法原則に基づき応能負担原則をつらぬいた税財政の改革が求められています。民商・全商連は、「納税者の権利宣言」（第4次案）を2001年1月8日に発表し、「①生活費に課税すべきでは

ない②大衆的な消費課税は廃止すべきである③税金は能力に応じて公平に負担すべきである④主権在民の憲法に基づく申告納税制度は擁護、発展させられるべきである⑤住民主人公にふさわしい地方税財政を確立すべきである⑥納税者が税金の使途について発言し、監視し、是正する権利を保障すべきである、」の6つの要求の実現を求めて運動をすすめてきています。今、この「税金は能力に応じて」の応能負担原則の確立を求める声が高まっていることが注目されます。

「不公正な税制をただす会」は年度毎に不公正税制の是正による増収試算を行い公表しています。2014年における企業に対する法人税の不公正項目、すなわち受取配当益不算入、試験研究費の税額控除、外国子会社からの受取配当益不算入、連結納税制度などを廃止で4兆1342億円の増収財源が生まれるとしています（「福祉とぜいきん」2014年第26号）。また、2013年度の試算では租税特別措置法と法人税引き下げの是正によって、合計8兆円。さらに、大資産家を優遇する所得税の是正によって約2兆円。合計すると10兆円を超える財源が生まれるとの試算も発表しています（同2013年第25号）。消費税に頼らない道はあるのです。

大きく稼げる大企業の税負担を軽減する代わりに広く国民・中小企業者に負担を求めるという政府与党大綱の方向は、アベノミクスの「成長戦略」に基づく、格差と貧困を広げ、不平等を拡大する破局への道です。

（ふじた のぶよし・全商連運動政策局）

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

派遣労働者増やす消費税の仕組み

佐伯 正隆

1 最悪の不公平税制・消費税

消費税は税制の基本である応能負担の原則を捨て去り、雇用と生活を破壊し、輸出企業を優遇するなど最悪の不公平な税制であり、欠陥だらけの税制である。

2014 年 4 月、国民の反対にもかかわらず消費税が 5 % から 8 % に増税され、その結果消費が落ち込み日本経済は一段と悪化した。

安倍首相は 2015 年 10 月に「予定」されていた消費税率 10 % への増税を、1 年 6 ヶ月延期して 2017 年 4 月とし、景気判断条項を付すことなく確実に実施すると発表した。

また、財界の税制改革提言は消費税率を 18 % まで引き上げるとしている。

消費税が 3 % から 5 %、そして 8 % に増税され、また、労働法制が改悪されるなか、企業、特に大企業は雇用形態を正社員から派遣に切り替えてきた。

正社員を派遣に切り替えると、企業は税務署に納める消費税が減少し、利益が増えることになる。消費税の持つ労働者の雇用を破壊する仕組みを確認することで、さらなる増税反対運動の力としたい。

2 非正規雇用の拡大

消費税の増税と労働法制の改悪は、労働者の

雇用状況を悪化させ続けている。消費税の影響による雇用状態の悪化は、良識ある学者や識者は以前から懸念していたことであるが、統計上も悪い影響が出ていることが明らかとなっている。

例えば、雇用者に占める非正規雇用者割合は消費税が導入された 1989 年に 19.1 % であったのに、5 % に増税された翌年の 1998 年には 23.6 % と上昇した。2013 年には 36.7 %、1906 万人（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など。うち派遣社員は 116 万人）にまで増加している（厚生労働省資料より）。

安定した雇用が破壊され続けているのである。

賃金についても、日本労働組合総連合の統計によれば 1997 年の年間賃金水準を 100 とした場合、2013 年で賃金が増えている業種は一つもなく、賃金水準は全業種平均で 86.1 となっており、賞与に至っては 67.1 と大幅なマイナスとなっている。

3 正規社員と非正規社員

労働者の賃金は、直接雇用方式では雇用者との直接労使関係があり、給料が直接雇用者から支払われるのに対し、派遣労働者は派遣元事業主と雇用関係を結び、給料も派遣元事業主から支払われることになる。

仕事の指揮命令関係は、派遣先である労働現

場の監督者から指揮命令を受けることになるのが派遣労働者である。したがって、雇用先と就業先が異なることから、日本経営の強さの根源であるといわれている家族的経営は崩壊の危機に直面している。家族的経営については近年再評価されており、著名な経営学者であるP・ドラッカー氏は「日本人の強みは、組織の構成員として一種の家族意識を有することにある」と指摘している。つまり、日本企業の強みは企業内の一体感により生みだされているともいえる。

そういった意味で派遣労働者の採用は、日本企業の良質労働力の優位性を根本から失う行為であるといえる。

4 雇用を派遣化すれば消費税が節税できる

企業が税務署に納める消費税の計算は、(売上高に含まれる消費税額) - (課税仕入高に含まれる消費税額) となる。

消費税についての誤解の一つは「消費税は消費者が支払っている」というものである。

消費税を税務署に納めているのは事業者(企業)であり、そのことは消費税法に次のように定められている。

消費税法 第5条(納税義務者) 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

事業者は原則として毎年1回決算の際に1年間の(売上高に含まれる消費税額)と(課税仕入高に含まれる消費税額)を計算し、税務署に納付する消費税額を算出し納付している。消費税法のどこにも「消費者は買い物をする毎に消費税を負担する(支払う)義務がある」とは書かれていない。

事業者は売上に消費税額が含まれることを前提として商品の価格を決定したり、別途「消費税8%」と称して価格を上乗せしたりしているのである。

もちろん、力の強い事業者は間違いなく消費税8%分を価格として上乗せすることから物価はその分上昇し、消費者は高くなった商品を購入することとなる。

さて、売上高については、輸出売上やごく一部の非課税売上(社会保険診療報酬、住宅の貸付など)以外には全て消費税が8%含まれていることになる。

問題は「課税仕入」とは何かである。国税庁のホームページをみると、消費税の課税対象は「国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等(商品や製品などの販売、資産の貸付け及びサービスの提供などをいう。)及び外国貨物の輸入」である。

仕入、外注費、交通費、水道光熱費、飲食接待費、修繕費、設備投資などが「課税仕入」となり、派遣先への支払いも外注費の一種として課税仕入となる。一方、給与・賃金は雇用契約に基づく労働の対価であり「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないから課税仕入に該当しない。

敢えて簡素化すると、企業が税務署に納める消費税額は(付加価値) × (消費税率) であり、付加価値は概算で(賃金 + 利子 + 地代 + 利益) となることから、賃金を物件費(派遣)に置換えれば、税務署に納める消費税額は減少する。

同じ労働の対価を支払うのでも、給料と物件費(派遣会社へ支払う費用)では、現行消費税法下では大きな差異が生じるのである。

下記の表を参照してほしい。

支給額 27 万円（消費税 8 %、保険料 2015 年 1 月の料率、30 歳で試算）

名目	支払額	会社負担社会保険料	仕入税額控除	実効法人税等 (35 %)	会社の実質負担額計
給料の場合	270,000	38,421	0	▲ 107,947	200,474
物件費の場合	270,000	0	▲ 20,000	▲ 87,500	162,500

給料の場合：(270,000 + 38,421) = 308,421 円 × 35 % = 107,947、法人税等の額が減少する。

物件費の場合：(270,000 - 20,000) × 35 % = 87,500 円、法人税等の額が減少する。

※ 法人税率等はわかりやすく 35 % とした。

上記の表からわかる通り、27 万円の支給を給料から物件費（派遣社員）にすれば、会社が支払う「給与相当額」は同じでも、会社の実質負担額は毎月 200,474 円から 162,500 円と 37,974 円も変わるのである。一年に換算すれば約 45.5 万円になり、もし派遣労働者が 100 人いれば、会社は同じ労働力を得る事が出来るにもかかわらず、年間約 4,550 万円のコストダウンができることになる。

1997 年に消費税が 3 % から 5 % に引上げられたが、その翌々年の 99 年に、港湾運送業務や建築業務等以外への派遣は「原則自由」とされ、さらに 2004 年 4 月からは製造現場への派遣も解禁された。消費税の引き上げと労働法制の改悪は財界の狙いという糸が繋がっているのである。

5. 消費税の増税と派遣労働

さて、消費税額に注目すると派遣元会社への支払額 270,000 円は、本体価格 25 万円、消費税額 2 万円（8 %）に分けることができる。

それでは、安倍首相がいうように、消費税率が上がったのと同様に賃金が上昇したらどうなるであろうか。本体価格 25 万円 + 消費税

45,000 円（18 %）となった場合の試算が次のとおりである。

消費税率がいくら上がっても、派遣先事業者の実質負担額は同じ 162,500 円で増えない、一方で、正規雇用者による会社の負担額は 200,474 円から 218,508 円に増加していく、これも消費税が持つカラクリの一つである。

6. 正規社員の半分を全員派遣労働に切替えた場合の企業の収支計算書

正規社員の半分を派遣労働に切り替えたとした場合の企業の収支計算の変化を見てみよう。

給与を派遣に置換える場合、派遣料の額をどのように決定するかの問題がある。派遣元で派遣する社員を社会保険に加入させるのであれば、本来その保険料相当額を派遣料に加える必要があるが、競争社会のなかで雇用を派遣化する場合に社会保険料相当額を加算することはまずあり得ないが、加算する場合（その①）としない場合（その②）に分けて計算した。

全員正社員の場合の納付する消費税の計算は、
 $(10,000 - 2,000) \times 8 \% = 640$

半分派遣とした場合

その①の納付する消費税の計算は、

支給額 29 万 5 千円（消費税 18 % でいわゆる転嫁を全額した場合、30 歳として試算）

名目	支払額	会社負担社会保険料	仕入税額控除	実効法人税 (35 %)	会社の実質負担額計
給料の場合	295,000	41,166	0	▲ 117,658	218,508
物件費の場合	295,000	0	▲ 45,000	▲ 87,500	162,500

	全員正社員	半分を派遣社員化 その①	半分を派遣社員化 その②
売 上	10,000	10,000	10,000
給料賃金	6,000	3,000	3,000
労働者派遣料	—	3,167	2,778
社会保険料	840	420	420
その他経費	2,000	2,000	2,000
課税される利益	1,160	1,413	1,802
法人税額等	406	495	630
納付消費税額	640	386	418

※1 売上に対する消費税額はいずれも800となる。

※2 その①の派遣料 ～ (給料賃金) + (社会保険料相当額)
 $= 3,420 \div 1.08$ (税抜処理) $= 3,167$

※3 その②の派遣料 ～ (給料賃金) $3,000 \div 1.08$ (税抜処理) $= 2,778$

※4 社会保険料は給与賃金の14%、法人税額等は35%とした。

$$(10,000 - 3,167 - 2,000) \times 8\% = 386$$

その②の納付する消費税の計算は、

$$(10,000 - 2,778 - 2,000) \times 8\% = 418$$

単位を仮に百万円とした場合、売上規模100億円の企業では、給与・賃金のうち二分の一を派遣化すると、税務署に納める消費税が6.4億円から3.86億円(その①)に減少することになる。

その②では利益が11.6億円から18億円と6.4億円も増加するのである。

このように消費税は派遣労働を促進し、生活や雇用を根底から破壊する税金である。

この面からも消費税是最悪の税金であり、増税ではなく、減税そして廃止を目指すべき税制である。

(さえき まさたか・税理士)



Ⅰ. 日本の新自由主義経済の流れと最低賃金制度の意義

近年の日本は、バブル経済の崩壊以降のいわゆる「失われた 20 年」と呼ばれる時期においてグローバル競争に翻弄されることとなり、さらに小泉政権等で規制緩和などの新自由主義経済政策がとられた。この新自由主義経済の状況の中で、日本では正規雇用が減少し、パート、アルバイト、契約社員、派遣・請負労働者などの非正規雇用が増大してきている¹⁾。このような正規雇用の減少と非正規雇用の増大にともない、日本では 1997 年以降労働者の平均年間賃金はおおむね下がり続けている²⁾。ただし、このような傾向は、図表 1 に見られるように日本以外の国ではあまり生じていないことである。

また、このような状況の中で、特に上述の非正規雇用に関わると思われるが、今日、女性では年収 300 万円にも達しないような生活に困窮するほど低賃金で働かされる労働者が 65 % 以上ということであり³⁾、女性を中心としてワーキングプアの問題が大きな社会問題化している。

しかし、今日の日本では、グローバル競争の激化の中で、大企業が中心となって労働者派遣の受け入れを継続することが可能となるような労働者派遣法の改正がもくろまれ、いつでも使い捨て可能な非正規労働者がますます増大する危険性があるなど、ワーキングプアのような社会問題は悪化の道へと突き進んでいるといえる。

このような非正規労働者の増加という賃金低下の要因に加えて、日本では、建設業や製造業などを中心に下請構造が重層化し、この中で例えば設計労務単価などに関するコストダウンの要請⁴⁾から、労働者の賃金が低下するという要因もある。そのような要請も影響して、徳島県労働組合総連合（徳島労連）前議長の見田治氏も指摘しているが、重層構造の上端に位置する大企業と下位に位置する零細企業との賃金格差は 100 対 60 前後と大きな開きが生じている⁵⁾。また、地域別の賃金格差も、都市部と地方で 100 対 60 以下と開きが生じている⁶⁾。つまり、東京など大都市圏からは遠く離れた地方では、零細企業が相対的に多く、またその賃金自体も大都市圏に比べて低くて、それだけ労働者が生活しにくい状況になっているといえる。

これに対して、そもそも日本国憲法では、第 25 条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されていて、当然のことながら日本の労働者もこの権利を有しているはずである。しかし、近年のようにワーキングプアの状態が常態化してしまうと、日本国憲法第 25 条に反するような状態が生み出されてしまうと言わざるを得ない。

その意味でも、世界各国では、使用者が労働者に支払う賃金の最低水準を規定して労働者の生活を守ろうとする考え方から、最低賃金制度が存在している。非正規労働者の増大などによってワーキングプアが生み出されるように

なっている今日の日本においては、労働者の賃金を下支えする役割を担う制度として、最低賃金制度の意義はますます大きくなってきているといえる。

II. 日本における最低賃金制度

そもそも、日本における最低賃金制度は1959年の最低賃金法制定に端を発する。今日最低賃金の種類としては、都道府県ごとに定められる地域別最低賃金と、特定の産業を対象とした特定（あるいは産業別）最低賃金がある。当初、最低賃金の決定に関しては業者間の協定で決定されていたが、1968年より審議会方式に改められている。この方式では、中央と地方（各都道府県）に最低賃金審議会が設置され、いずれの審議会も公益代表と労働者代表、使用者代表の委員で構成されている。

特に、地域別最低賃金に関して、全国的な整合性を図ることを目的として、毎年、中央最低賃金審議会から地方（各都道府県）最低賃金審議会に金額改定のための引き上げ目安が提示され、その額を参考にしながら地方最低賃金審議

会で地域の実情に応じた改定のための審議が行われ、その審議結果が各都道府県労働局長に答申される。その答申に対して審議会外から異議申出が出された場合、申出内容を再審議し、最終的に地域別最低賃金の金額が決定されるという手順がとられているのである。

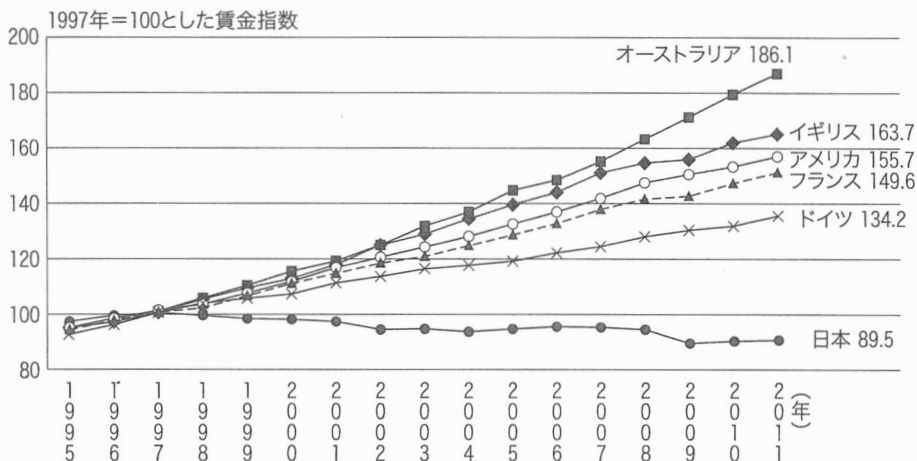
III. 日本における最低賃金制度の問題点

(1) 最低賃金審議会での労働者委員の偏り

上述のような審議会の委員構成において、中央レベルでも地方レベルでも、使用者委員には中小企業の経営者や彼らが属している団体等から委員が選出されている。一方で労働者委員は、図表2のように、中央も地方も大企業の労働組合が多く属する日本労働組合総連合会（連合）系の委員が選出され、独占されていて、中小企業の労働者が多く属している全国労働組合総連合（全労連）や全国労働組合連絡協議会（全労協）などからは委員は選ばれていない。

そのように最低賃金審議会の労働者委員が連合に独占され、偏りがあることによって、最低

図表1 日本と諸国の賃金比較



(注1) 1997年を100としたときの賃金指数の各国比較である。

(注2) 民間産業計の賃金（基準外賃金・賞与含む）を物価指数で調整せず、名目で示したもの。

(出典) OECD 資料より全国労働組合総連合伊藤圭一氏作成。

賃金の水準により近い中小企業の労働者が多く属している全労連や全労協などの労働組合から委員が選出されずに、最低賃金の問題に直面している中小企業の労働者の生の声が審議会の審議に反映されにくいという問題点を抱えることになる。これが日本の最低賃金制度の問題点の1つ目である。

(2) 地方の経済実態を反映しないランク付けと地域別最低賃金の地域格差

また、上述の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会への金額引き上げの目安に関して、現在では図表3に見られるように各都道府県をA(5都府県)、B(11府県)、C(14道県)、D

(17県)の4つのランクに分けて目安が提示されている。このとき、その目安は都市部の額がより多く、地方は少ない傾向が続いており、都市部と地方の差は開いていく結果となっている。

加えてこのような各都道府県の4つのランク分けは必ずしも各都道府県の経済実態を反映してなされているわけではない。例えば、県内総生産や県民所得の全国順位からすると、北海道は前者が7位、後者が9位、福岡は前者が9位、後者が8位というように⁷⁾、実際の経済規模は必ずしも小さくない地方の道県が低いランクに置かれているのである。つまり、地域別最低賃金に関して、都市部周辺地域を手厚く優遇し、都市部からは遠く離れた地方を冷遇する政策が

図表2 中央最低賃金審議会委員(2014年10月時点)

	氏名(敬称略)	所属・役職
公益委員	鹿住 倫世	専修大学商学部教授
	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
	土田 道夫	同志社大学法学部教授
	中窪 裕也	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	仁田 道夫	国土舘大学経営学部教授
	藤村 博之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
労働者委員	木住野 徹	産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM)組織・調査グループ長
	須田 孝	日本労働組合総連合会(連合)総合労働局長
	田村 雅宣	UAゼンセン書記長付
	富田 珠代	全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)副事務局長
	萩原 文隆	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)中央執行委員
	松田 康子	情報産業労働組合連合会(情報労連)政策局中央執行委員
使用者委員	小林 信	全国中小企業団体中央会労働政策部長
	高橋 弘行	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
	中西 志保美	アメニティ計画株式会社代表取締役
	横山 敬一郎	株式会社日通総合研究所顧問
	吉岡 鞠子	株式会社筑波山江戸屋代表取締役
	渡辺 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役社長

(注1) 産業別労働組合ジェイ・エイ・エムは連合第5位の登録人員(34万人)。

(注2) UAゼンセンは連合第1位の登録人員(133万人)。

(注3) 全日本自動車産業労働組合総連合会は連合第3位の登録人員(76万人)。

(注4) 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会は連合第4位の登録人員(58万人)。

(注5) 情報産業労働組合連合会は連合第10位の登録人員(22万人)。

(出典) 厚生労働省資料より筆者作成。

図表 3 地域別最低賃金改定の目安に関する都道府県のランキング（平成 26 年度）

北海道・東北	C ランク（改定目安額 14 円）	北海道	宮城県					
	D ランク（同 13 円）	青森県	岩手県	秋田県	山形県	福島県		
関東	A ランク（同 19 円）	千葉県	東京都	神奈川県				
	B ランク（同 15 円）	茨城県	栃木県	埼玉県				
	C ランク（同 14 円）	群馬県						
中部	A ランク（同 19 円）	愛知県						
	B ランク（同 15 円）	富山県	長野県	静岡県	三重県			
	C ランク（同 14 円）	新潟県	石川県	福井県	山梨県	岐阜県		
近畿	A ランク（同 19 円）	大阪府						
	B ランク（同 15 円）	滋賀県	京都府	兵庫県				
	C ランク（同 14 円）	奈良県	和歌山県					
中国	B ランク（同 15 円）	広島県						
	C ランク（同 14 円）	岡山県	山口県					
	D ランク（同 13 円）	鳥取県	島根県					
四国	C ランク（同 14 円）	香川県						
	D ランク（同 13 円）	徳島県	愛媛県	高知県				
九州・沖縄	C ランク（同 14 円）	福岡県						
	D ランク（同 13 円）	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県

（出典）厚生労働省資料より筆者作成。

取られているのである。このようにして各都道府県の地域別最低賃金は決定されているが、その金額の最も高い東京（888 円）と最も低い鳥取県など（677 円）との地域格差は最大で 211 円にもなってしまっている。つまり、この地方の経済実態を反映していないランク付けと、それによる地域別最低賃金の地域格差の発生が日本の最低賃金制度の問題点の 2 つ目である。

（3）地方における地域別最低賃金額での生活の厳しさ

実際、地域別最低賃金水準では、各地域どれくらいの賃金が基本的に支払われるかをみると図表 4 のようになる。このとき、同図表に見られるように、地域別最低賃金の低い秋田県や徳島県、沖縄県では基本給額が 11 万円台と、地方では現実的に最低賃金水準で生活するのは極めて厳しいと言わざるを得ない。

そこで、とくしま生活協同組合労働組合書記長の豊田門郎氏の指導の下で、私が勤務している徳島文理大学の学生に、徳島県の地域別最低賃金の水準で生活体験をさせてみた。まず、地域別最低賃金における基本給額から税金等を差し引き、ここから家賃や通信料などをさらに引いて 1 カ月間で使うことのできる余裕の金額を割り出し、その枠内で生活ができるか、金銭出納帳の記載を 1 カ月間続けさせた。その際、この体験に参加した学生のほとんどが枠内に出費がおさまらなかったようである。このとき、普段の生活が最低賃金の水準とどう違うかを見てみようとするタイプと、できるだけ最低賃金の枠内に収まるように生活を切りつめたタイプがあったが、ともに最低賃金レベルでは生活が困難だとの感想をもち、特に後者のタイプはこのような生活を続ければ体を壊すだろうと述べている。

また、実際に最低賃金に近い金額で働いて生活している方たちの実態として、神奈川県労連が取り組んでいる最低賃金裁判の資料『最賃裁判には夢がある』から実情をうかがい知ることができる。例えば、トリプルワークをして3人の子供を育てておられる女性は、唯一の休みである水曜日にも仕事が入ってしまうことも珍しくなく、働いて疲れ果てて帰宅した後、家事をしなければならない苦労や、子供を塾や受験をあきらめさせたり、遊園地などの遊びに連れていけない悲しさを訴えておられる。つまり、地方を中心として、地域別最低賃金水準では生活が極めて厳しいということが日本の最低賃金制度の問題点の3つ目である。

(4) 最低生計費の地域格差の小ささと地方からの労働力流出

また、全労連では、これまで、そもそも労働者が生活する上で最低限どれくらいのお金が必要なのか、つまり最低生計費がいくらかを各地域で調査してきた。筆者自身も徳島労連を含む四国四県の各県労連協同の最低生計費調査に加わった。このとき、全労連は、生活実態調査と持ち物財調査（ここでは個別の品目に関して7割以上持っていれば、その商品は持っているのが当たり前と基本的に判断した）、およびそれぞれの商品に関する国税庁の「減価償却資産の

耐用年数等に関する政令」を参考にした上で、商品の価格調査と合わせて、労働者が生活する上で1カ月平均どれくらいのお金がかかるかを算定している。このとき、25歳単身男性をモデルケースとして各地域の結果を比較したのが図表5である。同図表を見ると、各地域の最低生計費は全国的に23万円前後というようにあまり変わらない金額となっていることがわかる。

このように最低生計費には大きな地域格差がないにも関わらず、現実には上述のような最低賃金の金額決定に際して都道府県別のランク付けが行われ、それにともない特に地方の地域別最低賃金水準は都市部に比べても低く抑えられている。このことによって、図表6に見られるように、地域別最低賃金の水準の低い徳島県のような地域から、主として当該水準の高い近隣の大阪や兵庫などを含む近畿地方に労働力が流出しているのである。また、同図表に見られるように、徳島県から近畿地方への人口流出は10代後半、20代前半を中心として40代後半の世代まで続いている。つまり、最低生計費の地域間格差は小さいにも関わらず、最低賃金を含む賃金格差が作り出されていることから、生産年齢人口のほとんどの世代が地方から都市部へ流出してしまうのであり、これが日本の最低賃金制度の問題点の4つ目である。

図表4 各都道府県での最低賃金水準（平成26年度改定額）での基本給額

	東京都	北海道	宮城県	秋田県	静岡県	大阪府	広島県	徳島県	福岡県	沖縄県
ランキング	A	C	C	D	B	A	B	D	C	D
地域別最低賃金額	888円	748円	710円	679円	765円	838円	750円	679円	725円	677円
基本的月間平均労働時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間	173.8時間
基本給額	154,334円	130,002円	123,398円	118,010円	132,957円	145,644円	130,350円	118,010円	126,353円	117,663円

(注) 基本的平均労働時間は(40時間÷7日)×365日÷12ヵ月で計算した。

(出典) 厚生労働省資料より筆者作成。

Ⅳ. 最低賃金制度の問題点に対する解決に向けて

近年、グローバル競争と新自由主義経済の展開の中で、大企業を中心として日本企業は輸出や海外進出を拡大してきた⁸⁾。このとき、日本経済団体連合会（経団連）などの企業側は、海外進出等を行う理由として日本における法人税や人件費の負担が世界的にみて高いことを挙げている。しかし、実際に日本企業が海外進出等をする理由としては、国外の需要が増大してきていることと国内の需要が減少していることが最も多く挙げられていて、日本国内市場の収益性の低さを理由として挙げている企業はそれほど多くはない⁹⁾。つまり、1997年以降の平均賃金を減少させてきた企業側、特に大企業が日本国内の需要を自ら減少させ、海外進出等をせざるを得ない状況を作り出したのであり、労働者がその犠牲になっていると筆者は考えている。

そこで、筆者は、大企業のような賃金の高い企業の提供する商品・サービスは品質が高いというイメージがあるか、およびそれらの企業の提供する商品・サービスを購入したいかについて、学生と労働者・主婦にアンケートを取った。その結果は、学生に比べて労働者・主婦は大企業のような賃金の高い企業の商品・サービスに信頼を置いている人がそもそも少なく、かつ信頼を置いていたとしても実際に購入したい人の割合はずっと少ないということがわかった。つまり、学生以上に労働者・主婦は、大企業のような企業に対して消費の面で浮動層化しているといえるだろう。

歴史的にフォードは、自社の労働者の賃金を上げることで自社の労働者とそれ以外を顧客に

図表 5 25 歳単身男性の最低生計費の各地域比較

	徳島市	福島県会津若松市	さいたま市	静岡市	愛知県名古屋市	広島市	長崎県大村市	各地の平均
地域別最低賃金ランク	D	D	B	B	A	B	D	
食費	39,521	40,822	39,564	38,695	41,194	41,658	42,194	40,707
住居費	36,000	30,000	54,167	42,000	47,000	40,770	30,000	39,134
水道光熱費	7,017	9,017	6,552	6,993	7,837	6,998	7,546	7,709
家具・家事用品	3,841	3,417	3,881	2,686	3,856	4,793	3,401	3,628
被服・履物	7,381	5,689	7,548	5,838	4,764	9,538	4,654	6,180
保険・医療	2,492	2,465	2,465	2,420	2,465	2,674	2,465	2,488
交通・通信	34,391	42,252	18,214	40,082	18,635	14,995	35,550	29,997
教育	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	10,679	16,650	18,273	15,417	17,187	20,397	16,522	17,293
理美容品費	2,962	2,518	3,275			2,871	3,067	2,045
交際費・その他	17,084	20,167	20,467	19,418	24,378	15,252	18,167	19,724
消費支出計	161,368	172,997	174,406	173,549	167,316	159,945	163,566	168,906
非消費支出	42,515	42,603	42,395	44,835	39,223	43,387	39,047	41,683
予備費	16,000	17,000	17,000	17,335	17,000	16,000	16,000	16,762
理論最低生計費（税込月額）	219,883	232,600	233,801	235,719	223,539	219,332	218,613	227,351
173.8時間換算時給	1,265	1,338	1,345	1,356	1,286	1,262	1,258	1,308

（注）さいたま市は 2008 年、会津若松市は 2009 年、静岡市、長崎県大村市、愛知県名古屋市は 2010 年、徳島市は 2012 年調査。

図表 6 年代別・地域別の徳島県への転入と徳島県からの転出（平成 24 年）

	0～14 歳			15～19 歳			20～24 歳			25～29 歳			30～34 歳			35～39 歳		
	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差
北海道	11	14	-3	3	4	-1	24	25	-1	19	15	4	7	10	-3	11	10	1
東北	19	17	2	7	3	4	12	16	-4	28	17	11	21	18	3	18	6	12
関東	324	256	68	32	98	-66	225	483	-258	360	479	-119	320	286	34	219	194	25
中部	76	86	-10	24	64	-40	99	164	-65	130	145	-15	95	72	23	68	72	-4
近畿	347	348	-1	111	310	-199	517	972	-455	624	752	-128	370	387	-17	278	282	-4
中国	170	117	53	43	90	-47	221	211	10	245	206	39	155	118	37	111	91	20
四国	474	453	21	126	159	-33	440	440	0	554	580	-26	434	388	46	354	313	41
九州・沖縄	87	127	-40	34	26	8	121	127	-6	116	157	-41	61	82	-21	63	76	-13
国外	113	145	-32	103	9	94	308	194	114	401	212	189	314	200	114	158	146	14
合計	1,621	1,563	58	483	763	-280	1,967	2,632	-665	2,477	2,563	-86	1,777	1,561	216	1,280	1,190	90

徳島県「徳島県人口移動調査年報」徳島県、2013 年より筆者作成。

したということがあるようだが¹⁰⁾、近年でもコンビニ不振といわれる中で小売業全体よりも販売状況の悪い時が多かったローソンが 2013 年 2 月の賃上げ発表後売り上げの好転が見られる¹¹⁾。そのことから、地方の中小企業が賃上げをしつつ大企業と比べても割安感を出すことができれば、賃上げの努力をしようとしている企業に対してこれら浮動層化した消費者を呼び込むことができるのではないだろうか。

ただし、徳島を含めて全国的に最低賃金は毎年引き上げられているが¹²⁾、特に中小企業の経営者は賃上げによる人件費増が経営を苦しめると懸念する人は多い。実際、地方でも都市部でも近年労働者の賃金分布が最低賃金の水準に近づき張り付くようになってきていて、賃金水準を上げれば経営が成り立たなくなって倒産する企業が出て、失業者も生じてしまうという指摘もある¹³⁾。しかし、地域別最低賃金が毎年改定される 10 月を含む第四四半期が第三四半期と比べて完全失業率がどうなるかをみると、全国的にほとんどの年でその値は下がっている¹⁴⁾。つまり、最低賃金の引き上げによって経営が圧迫され、失業が生じることはほとんどないのである。

ある。

もつとも、そのような説明をしてもまだ不安視する経営者もいるだろう。このような向きに対して、全労連では、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策をより手厚くする必要があると考えている。実際、日本政府も業種別団体や個別の中小企業に助成金を支給するなどの最低賃金を引き上げるための中小企業支援策をとっている¹⁵⁾。しかし、日本政府の当該予算額は決して大きくはない。そもそも平成 26 年度の厚生労働省予算額の中で雇用に関するセーフティネットの整備として、成長分野での雇用創出等には 1090 億円、労働移動を支援する分野には 301 億円がさかれているのに対して、最低賃金引き上げのための環境整備には 28 億円が配分されているだけである¹⁶⁾。全労連はこの金額をもっと増やすよう要請している。加えて、全労連は、労災保険や健康保険等の社会保険料に関して中小企業の負担を軽減することを求めているとともに、公契約法や下請いじめ防止法の制定など、重層下請構造における下層企業の賃金の低レベルでの硬直化を改善するような法整備も求めているのである。

40～44歳			45～49歳			50～54歳			55～59歳			60～64歳			65歳以上		
転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差	転入数	転出数	入出差
8	18	-10	9	4	5	2	6	-4	1	1	0	4	4	0	1	3	-2
8	12	-4	6	13	-7	8	6	2	-	4	-4	4	6	-2	5	5	0
167	142	25	98	80	18	62	54	8	57	52	5	43	30	13	80	67	13
52	37	15	14	29	-15	15	16	-1	15	8	7	15	17	-2	28	19	9
157	227	-70	92	133	-41	98	78	20	102	65	37	169	76	93	232	213	19
68	62	6	40	38	2	37	38	-1	30	29	1	16	16	0	23	23	0
225	206	19	150	132	18	137	123	14	73	79	-6	56	41	15	63	94	-31
42	40	2	30	33	-3	20	24	-4	15	26	-11	13	11	2	13	21	-8
83	59	24	38	40	-2	16	13	3	14	12	2	19	9	10	15	17	-2
810	803	7	477	502	-25	395	358	37	307	276	31	339	210	129	460	462	-2

すなわち、地方からみた最低賃金制度における課題を解決するためには、最低賃金を引き上げて浮動層化した消費者を呼び込む形で内需を整備することが必要であると筆者は考えている。ただし、賃上げによる経営圧迫を不安視する中小企業の経営者のために、最低賃金を引き上げるための中小企業支援政策の拡充も必要であろう。

(さいとう あつし・徳島文理大学准教授、会員)

(注)

- 1) 総務省統計局「労働力調査」(平成 25 年)。
- 2) 国税庁長官官房企画課「民間給与実態統計調査」(各年分)。
- 3) 国税庁長官官房企画課「民間給与実態統計調査」(平成 25 年分)。
- 4) 伊藤圭一、斎藤寛生、原富悟『公契約適正化運動のすすめ』本の泉社、2011 年、17 ページ。
- 5) 厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」(平成 25 年)。
- 6) 厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」(平成 25 年)。
- 7) 内閣府「県民経済計算年報」(平成 22 年度)。
- 8) 日本貿易振興機構「2013 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(ジェットロ海外ビジネス調査)」。
- 9) 日本貿易振興機構「2013 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(ジェットロ海外ビジネス調査)」。
- 10) 坂本清「フォードシステムと分業の機能の科学化(1)」、大阪市立大学経営学会編『経営研究』第 63 巻第 3 号(通巻 323 号)、大阪市立大学経営学会、2012 年、141-145 ページ。
- 11) ローソン社資料。
- 12) 徳島県労働局資料。
- 13) Kawaguchi Daiji and Yuko Mori [2009] "Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?" Pacific Economic Review, Vol.96, Iss.9-10, pp.739-749. および川口大司・森悠子 [2013]「最低賃金と若年雇用:2007 年最低賃金法改正の影響」、『最低賃金改革』日本評論社、2013 年、39-64 ページ。
- 14) 総務省統計局「労働力調査」(平成 25 年)。
- 15) 厚生労働省資料。
- 16) 財務省「平成 26 年度予算」。



はじめに

われわれはこれまで、若者の労働組合イメージについて調査研究を行ってきた。調査を開始した当初は、日雇派遣のピンハネ問題や派遣切り問題と闘う労働組合のメディアへの露出も増え、全労連が実施したアンケートでは20歳代の組合未加入者の加入意向が上の世代より高く、若者の組合イメージに変化の兆しが見えているように思えたからである。

大学生を対象としたアンケート調査からは、学生は労働組合に対して具体的なイメージを持っているわけではないが、否定的なイメージはなく、必要なものであるとか職場をよくするものだという肯定的なイメージを持っていることが明らかとなった（労働総研クォーターリー No.75, 82, 95 を参照）。また、若手組合員を対象としたアンケート調査によれば、就職して職場の組合を知り、組合イメージは好転していることが分かった（同 No.86）。さらに、若手組合員を対象とした聞き取り調査では、青年部の役員層では次世代の担い手を育てようという強い問題意識が感じられる一方、一般の組合員の多くは、組合の必要性を認めて「自然体」で組合活動に関わっている様子がうかがえた（同 No.92）。

本報告は、前回に引き続き、若手組合員を対象に実施した聞き取り調査のまとめである。前

回の調査では、青年部役員（第1回調査）および中部地方で一般組合員を対象とした聞き取り（第2回調査）を行ったが、今回は北陸（第3回調査）および四国（第4回調査）で一般の組合員を対象に実施した。

1. 調査の概要

第3回調査は2013年11月に9名、第4回調査は2014年2月に8名、計17名に対しての聞き取り調査を実施している。内訳は表1のとおりである。

表1：対象者の業種・年齢・性別等の内訳

	番号	業種	年齢	性別
第3回調査	A	福祉（支援員）	25	M
	B	福祉（相談員）	33	M
	C	福祉（保育士）	25	F
	D	福祉（保育士）	25	F
	E	福祉（保育士）	32	F
	F	福祉（保育士）	30代	F
	G	福祉（保育士）	24	F
	H	福祉（保育士）	20代	F
	I	福祉（保育士）	32	F
第4回調査	J	医療（療法士）	23	M
	K	医療（検査技師）	24	M
	L	公務	23	M
	M	公務	27	F
	N	製造	33	M
	O	製造	31	M
	P	大学教員	35	M
	Q	大学教員	38	M

調査方法は、2～3人対1人もしくは1対1の聞き取りであり、調査項目は、以下の内容であった。①現在の仕事（業種・職種、大まかな業務内容）、②組合加入のきっかけ（加入組合、加入時期、きっかけ・理由、当時の組合への期待）、③学生時代の組合イメージ、④組合の認知度（何で知ったか、その内容は？）、⑤イメージ（ダサイ・怖い・迷惑だ・面倒くさそう・頼もしい・必要だ・役に立つ・自分には関係ない）、⑥加入意向（ぜひ加入・必要に迫られたら・加入したくない・職場の状況次第）、⑦アルバイト経験（職種、労働時間、労働問題の経験や対応、労働組合との関わり）、⑧働き始めてからの組合イメージの変化、⑨組合活動への参加状況（役職の有無、職場で組合員であることを表明できるか、組合活動に対する感想・不満・要望など）、⑩どういう組合なら同僚に紹介したいかなど。

以下、その詳細について述べていく。

2. 加入のきっかけ・組合への参加状況

(1) 加入の経緯

組合加入のきっかけとしては、入職後のオリエンテーションでの労働組合幹部の説明（J：医療・23歳、K：医療・24歳）や職場での組合幹部の勧誘（L：公務・23歳、M：公務・27歳）がまずあって、「周りがみな加入するので、加入するのが普通と思っていた」（D：福祉・25歳）というように「みんなが加入していたから」というケースが多かった（8ケース）。なかには、「入ったというより気づいたら入っていた」（C：福祉・25歳）という回答もあり、特に何も考えずに入った人が多かった。

福祉業界では臨時職員を経由して正規職員になる場合が多いが、「臨時職員から正規職員になって、声をかけられたから」という回答が2ケースあった。また、臨時職員のときから声をかけられ加入したケースもあった。「臨時のときから組合活動をしている先輩をみてきたため、組合は大事だと思っていた。労働者の権利を訴えること、組合として理事側と同等に話ができること、交渉の成果として、臨時職員にボーナスがでるようになったこと、週休2日が徹底されるようになったことなど、自分たちが働きやすいように活動していると思った」ので、正規職員になったときに勧誘を受けてすんなり入ったという（E：福祉・32歳）。その他、加入のきっかけとして当時の執行委員長から組合は「町内会みたいなもの」「組合費は町内会費みたいなもの」と「強い」勧誘を受け加入したケース（B：福祉・33歳）。先輩から、飲み会がありタダでお酒が飲めると誘われ、その席で賃上げとか有休取得のために頑張っていることを聞いたから（A：福祉・25歳）というケース。「労金に安く加入できて、自動車ローンを安く借りられると思ったことも加入の理由」（B）と、共済が加入の動機となったケースもあった。

一方、強力なリーダーシップのとれる人の中で、製造現場で働く請負労働者の組合結成に誘われ加入した2ケース（N：製造・33歳）（O：製造・31歳）があった。組合結成の目的は、労働者派遣法（当時）で1年以上働いた労働者に認められている直接雇用申し入れ要求をすることであった。正社員になれなかったら他の仕事が見つかる見込みはなかったが、「正社員になれなかったらその時仕事を探せばいい」という気楽な気持ちで組合に参加したようである。また、上司からパワハラを受けていた大学教員

は、部署を移籍するにあたり組合員の助力があったので加入したという（Q：大学教員・38歳）。

まとめると、周りが加入していたからという回答が最も多かったが、勧誘されて加入したケースや、仕事上の問題が生じた中でその解決のために加入したり、解決に至って加入したりするケースもあった。

（2）活動への参加状況

聞き取りの対象者は、第3回調査ではほとんどが何らかの役員を担っていたのに対して、第4回調査では組合役員をやっているという人は1ケースだけであった。

第3回調査の対象者の組合活動における役職は、執行委員（A、C、D、I：福祉・32歳）、分会長（E：福祉・32歳）、（F：福祉・30代）、保育支部担当（G：福祉・24歳）、園内担当（H：福祉・20代）である。「現在は執行委員として月1回の執行委員会、単産の地方本部委員として年4回会議に出席しているほか、県労連の大会や全国大会にも年に1～2回参加している」（B）。単産としては、合同の研修会（県内の福祉関係の組合が集まって、年に数回、各単組の活動内容、困っていることを報告）、保育支部の勉強会、定期大会があり、多くの人が何らかの参加をしていた。春闘検討会議、学習会、全国研修会など「言われるがままに参加してきた」（C）という人もいた。研修会では、保育の新制度の内容、発達障がいのある子どもへの対応などが話し合われた。「今年から保育支部担当で、他の分会と話し合う場に参加することになった。話し合った内容を職場に持ち帰って共有する」（G）。加えて「一時金や結婚休暇の要求など春闘の要求書作り」（D）といっ

た単組の活動がある。単産の専従職員と連携をとりながら、組合活動を行っていた。活動への参加状況は単組によって異なるが、特に組合員が少ない単組では、多くの役職（分会長、副会長、会計、共済係、保育支部担当、地方支部担当）を組合員が輪番で担当している。そのため園外での会議、研修等は出られるときに出られる人が参加するような形にしてもらっていた。その他、組合のレクリエーション（ボウリング、登山、旅行）、署名活動（園児の保護者に声をかけることもある）などを行っていた。

一方、第4回調査では、役員（執行委員）が1名（O）のみであったが、それ以外の一般組合員でも要求を掲げたデモ行進や組合主催のメーデーなどの集会や、勤労者通信大学等の学習会、懇親会に参加している人は多かった。加えて、所属組織の組合の枠を越えて、産業別の組合組織の集まりに参加し、他県の人と交流している人も多かった。また、所属部署では定期的に要求を話し合っていて、その部署に所属する労働組合執行部の人が意見を集約して役員会議で報告し、当局へ要求として提出してくれているという人もいた（K）。このケースでは、自分の所属部署の要求という身近なものが当局と話し合われるということで団体交渉にも参加している。また、製造現場（N、O）では、賃上げ以外にも品質管理などを組合で議論し要求していて、多くの人が団体交渉に参加しているようである。ただし、組合主催の講演会に参加した経験がある人からは、講演者の話が「左寄り」過ぎる感じがして、なじめなかったという意見も聞かれた（Q）。

また、組合における自らの役割については、「俺らはもうほとんど、数合わせって言ったら言葉はおかしいんだろうけど、基本的に人数お

らな、やっぱ強くないじゃないですか。その中にいた末端の人間のような感じで、自分が何か前に立って何かやったのって言われたら、それは全然やってないし、やった記憶もないし、できた覚えもないし、力になったというのは、この組合の中で在籍しとるというぐらいですね」(N) という、特に目立った活動をしなくても労働組合に貢献しているという認識を持っている人がいた。

3. 学生時代から就職後のイメージの変化

(1) 学生時代のイメージ

学生時代の組合に対するイメージは、「ただ漠然としたイメージ」(D)、「存在をよく知らなかった」(G) など、「イメージが特にない」がほとんどであった。「ニュースでメーデーのことを見ても、自分には関係ないと思っていた」(C)、「原発反対などに関してデモなどをして団体で活動するイメージしかなかった」(L、K)、「デモ行進、仕事をボイコットしているイメージ。ただ、それらが必ずしも組合に強く結びついているわけではなかった」(A) と、ニュースで取り上げられる活動と労働組合の活動が繋がっていなかった。

ほかには、「組合員といえば生協の組合員のイメージしかなく、お得、プラスのイメージしかなかった」(E) という声の一方で、漫画等の影響などもあって組合について少し知識があったとしても、どちらかといえば否定的に見ていて、自分が入ることになるとは思っていなかった人や、さらには、組合に入ると職を変える時などにマイナスになると回りの人から助言されたという人(Q：大学教員・38歳)も

いた。

学校や家庭での労働組合との関わりについては、「社会科で労働三法を習った程度で、まったくわからなかった」(F)、「中高生の時に組合について学んだような気がするが覚えていない。関心がなかったと思う」(B) など、身近なもの、自分自身に関わるものとしては考えてこなかったという。また、「組合について家族で話したこともなく、実生活で組合活動に遭遇したことはなかった」(M) という人もいた。

学生時代にはみなそれなりにアルバイト経験はあるが、多くの人が労働問題を意識することはなかったようである。ただ、なかには「営業でのバイトで時給が安く辞めたかったが辞めさせてもらえなかった」、「飲食店のバイトで出勤したけれど客がいないので30分で帰らされた」「バイト先の店長が売れ残りのケーキを自爆買いさせられていて、それを食べられないほどもらっていた」、「アルバイト自体時間がフリーなのでいいように使われて休みを取りにくかった」、「給料が安く、厳しい勤務状況だったり、サービス残業や商品の強制的購入要求があるなど割に合わないと思ってそのアルバイトを辞めた」というように昨今取り沙汰されているブラックバイトを経験した人もいたが、労働組合を意識することはなかったようである。そもそも労働条件を意識するようになったのは、アルバイトや請負として働く中で子どもができてからという人(O)がいたが、このような意見が多数派なのだろう。

(2) 就職後のイメージ

就職後のイメージとしては、「先輩や他の職員と繋がれる場所」(A)、「交流の場が広がる」(B) といった回答があった。「県労連にいくと

トラック協会とか農協とかいろんな人が居て、いろんな話が聞けて、おもしろい…外に出ればいろんな勉強ができる」(B) といろいろな人との関わり、つながりの広がりを積極的に評価していた。「組合の活動を通して、他の施設の情報も得られるので、異動があっても仕事がやりやすくなる」(H) という意見もあった。所属組織の労働組合の枠を越えた産業別の労働組合の集まりなどに参加する中で、他の職場の人と知り合う機会が持てたり、他府県の状況を聞くことができたりして、人間関係の幅が広がったという点を組合活動のプラス面として評価している。

そしてやはり実利面も大きい。「自分の労働条件が改善したこともあり、加入してよかったと思っている。労働条件の改善を実現するには、すごく組合員の力が必要だが、それで労働条件が変わるのはすごいと思ったし、組合は必要だと思った」(C)、「臨時職員のときは知らなかったが、組合が臨時職員でもボーナスを出したり、年休をちゃんととれるように働きかけていたことを知った」(I)、「正社員になって給料が格段に増えたのは組合のお陰」(O)、「給与カット額の低額化や人員配置による業務量の軽減など所属部署の要求を出したときなど組合の良さを実感する」(M) など、組合活動によって労働条件が改善したことをあげた人が多い。

また、「組合自体、法律を盾にして会社とたたかったら、ちゃんとした方に導いてくれる組織で、心強い」(N) や、「所属部署には経営者側の人もいて、要求がもみ消されてしまう恐れがあるが、組合は上まで話を通してくれる」(Q) といった経験から、組合に対するイメージが大きく変わった人もいた。さらに、現実的

には賃上げの要求は実現していないが、「執行委員が交渉してくれていることがわかった」(B) というように、たとえ成果を出してなくても、組合活動に信頼を寄せているとする回答もあった。

その一方で、限られた人数のなかで業務をこなしていくので、単産で講演会や分科会を企画する際、分担が回ってくるなど「大変なイメージ」しかない (C)、原発や平和運動など労働組合の活動に意義を見いだせないときもあり、むしろ組合でやるべきはあくまで職場の問題に限定すべきだ (L、M) とか、つきあいで学習会に参加するのは面倒だ (O) などの否定的意見も見られたほか、ストライキをしたときなど「仕事を投げ出すことになって、そんなことしていいのかなと思った」というように組合の活動に衝撃的なものもあると驚いた (N) という回答もあった。

4. 若手組合員の思い

(1) どういう組合なら同僚に紹介したいか
(活動に参加してもらえるか)

近年は、賃上げ要求はなかなか通らず、組合があることで待遇が上がったという実感が得られない。こうしたなか、賃金が下がり続ける状況にどう対応するかが課題として挙げられていた (A、B)。また、「若者は組合に関心がないわけではないと思う。賃上げで実績をあげるとか、成功例があると魅力的になるのではないか」「具体的な成果を見せられれば、紹介できるし、もっと加入するだろうと思う」(D) というような意見があった。

他には、組合に入るのが強制のような形は辞めた方がいい、(ほとんどが組合員の職場で)

未加入者は陰口をたたかれるという噂があるのは良くないという (K)、自主的な参加の形を求める意見があった。

また、職場の非正規労働者たちと一緒に当局と交渉したことがあるという人からは、非正規労働者が真面目に働く環境について訴えていることを知ってもらえれば組合の輪が広がるのではないか (M) という、非正規労働者との連帯による組合活動の活性化を求める声があった。さらに、レクリエーションなどを積極的に企画して人が集まる組織作りの必要性を指摘する人もいた。

一方、正社員化などの組合としての大目標が達成されたあとは組織が拡大していない点を問題視する意見 (N) も出され、早急な手立てが求められているところもある。また、労働組合に勧誘したことがないし、勧誘する場合にどうすればいいのか (どうすべきではないのか) を考えたことがないという人 (Q) もいて、個々の組合員レベルでの組織拡大の仕方を組合内で議論できていない事がうかがえた。

他には、「10 歳年上先輩は、家庭を持っているが組合活動も頑張っている。組合の旅行に子どもを連れてきたりしていて、これは良いと思っている」(B) という意見もあった。

(2) 組合の存在意義

「今の職場環境とか仕事内容とかの改善には、やっぱり労働組合がないとかなりしんどい思いをするんじゃないかな (中略) なかなかやっても変わらんと思うんですけど、でもなかったらもっと下降線をいくと思うんですけど、まあ、あることによって水準は比較的保たれるんじゃないかなとは思う」(J) のように、目には見えないけれども存在価値はあるとする意見があっ

た。また、「大学は学生の幸せを一番に考えるべきであるが、教員が働きやすくなれば、学生の幸せを一番に考えて教育ができるようになり、学生がもっと伸びると思う。労働組合は学生が成長でき、幸せになれるように大学を変える、あるいは組織を変えられる存在になれるのではないか」(P) のように、職場を組合の力で良くしていきたいという願いもみられた。

(3) 就職後の意識の変化

「組合に加入してから、色々と話を聞いたり、行動する中で、会社からの扱いの不当さを意識するようになり、許せないという気持ちが芽生えてきた」というように闘う労働組合の精神を持つように考え方が変わった人 (O) が見られた。

また、家族や友人に組合の話をするようになったが、とくに親とは同じ仕事をしていて、組合に入って労働環境などを意識するようになったことから親と組合の話をするようになったという人 (K) もいて、組合活動がコミュニケーションのきっかけにもなっている場合もあるようである。

さらに、将来育児と仕事を両立させる必要に迫られたときに、「自分の努力も必要ですけど周りの人の理解っていうのはすごく大事だと思うので、もし何か不満と言うか、そういうのがあれば組合を通して訴えていきたいなと思います」(M) のように、働きやすい職場にするための労働組合の役割を評価し、積極的に関わろうという意欲がうかがえた。

(4) 組合活動に対する負担感

打ち合わせ場所が遠くて移動が大変、休日がつぶれるなど、活動への参加に負担を感じてい

る人が多かった。少ない人数で活動しているため、負担が一部のみに集中してしまっている面もある。今回の単組のなかには、一時期は正規職員の加入率がほぼ 100 %であったが、数年前に組合員が大幅に脱退し、現在は加入率 50 %を割り、残った数名で組合を続けている状態のところがあった。加入率が下がった理由としては、ベテラン組合員の脱退に始まり、休日の組合活動の負担、組合費の負担などが挙げられていた。

あわせて、人数の多い単組に単産の仕事が多く回ってくるのは負担。組合員が増えれば、単産での役割も軽減されるし、組合費も安くなるので、加入単組を増やすなど、組合員の増加をしてほしいという要望も挙げられていた (F)。この単産では最近、組合費を 1.5 %から 1.0 %に引き下げた。

このような状況のなかで、組合員が少なくなった単組では、「(組合のことを) まずは知ってもらう。組合を辞めてしまった人については、活動の内容、要求書の内容などを伝えていく。臨時職員に対しては、組合は働きやすい職場を作っていく組織、みんなが意見を出し合えるところなど組合の意義を伝えていく」(E)。そのために「組合活動の『お便り』を不定期に発行し(聞き取り直前に発行した内容は、理事会との懇親会だけでなく、書いた人の近況報告など仕事から離れた内容も) 非組合員にも配布している」。

(5) 自治体や政治等への働きかけ

保育所は、国の政策に大きく左右され、法人としてできることが限られているので、「法人に対してではなく、自治体や国に要求していくことが必要だと考えている」(F)、「今の安倍

政権は社会保障切り捨ての流れがかなり強く、高齢化社会なのに介護保険の認定がかなり厳しくなっていて、要支援者を切り捨てとかにされたりもして(中略)デモって言うんですね、そういう運動とかもされてると思うんで、そこはやっぱりやらないよりはやったほうがいい」(J) など、マクロ的な視点で組合活動を見つめる意見もあった。

おわりに

前回までの第 1 回、第 2 回の調査結果と比較しつつ、これまでの若手組合員からの聞き取れたことをまとめてみたい。

まず、「周りが入っている」ので抵抗感なく加入しているケースが多い点は、前回までと共通している。また、勧誘されて加入したケースがある程度あり、声かけと共に、普段からの地道な組合活動をしていたことが功を奏した事例と言えるのではないか。

つぎに、活動への参加状況について。これも前回と同様であるが、役員かそうでないかによって、活動の内容や費やされるエネルギーに差があるようである。第 3 回調査は、上述したように聞き取り対象が福祉関係の業種で占められていたが、役員経験率が非常に高かった。もともと職場の人数が限られた中で、役員を分担しなければならない事情が考えられる。負担軽減のためには、組織拡大が望まれる。

つづいて、イメージの変化について。学生時代は「特にイメージがなかった」が多数派であるのは、前回調査と同じである。まだ就職後のイメージが好転している点も同様であるが、単に組合員として実利(賃金などの労働条件が良くなったなど)がそのような結果をもたらしたわけではなく、たとえば実利がなかったとしても、

普段からの組合活動を通して、若手組合員から信頼を得ているために組合イメージが好転していることが分かった。たとえ、短期的に成果が上がらなかったとしても、単発に終わらず、地道に活動を継続し、それを伝えていくことが大切であるということだろう。

最後に、今回も聞き取りに協力していただいた若者たちは、非常に協力的であったことを付け加えておく。ときに年長の組合員からは、「会議で若手からの発言が少ない」「なかなか積極的に行動してくれない」などの“ぼやき”を聞くことがあるが、彼ら彼女らは決して意見を持っていないわけではない。もしかしたら、労働組合はそれを汲み取ることをしていないだけなのかもしれない。

若者の仕事とくらし研究会では、引き続き、聞き取り調査を継続していき、若者たちの声を汲み取っていきたい。

(若者の仕事とくらし研究会／小澤薫 おざわかおる・労働総研常任理事、新潟県立大学講師、齋藤敦 さいとう あつし・会員、徳島文理大学准教授、中澤秀一 なかざわ しゅういち・労働総研常任理事、静岡県立短期大学部准教授、畠中享 はたなか とおる・会員、大正大学講師、村上英吾 むらかみ えいご・労働総研常任理事、日本大学准教授)

「労働総研・若者の仕事とくらし研究会」調査報告
・「大学生の労働組合観について—アンケート調査から見えるもの—」(『労働総研クォーターリー』No. 75・2009年10月)

・「学部別にみた大学生の労働組合観」(『労働総研クォーターリー』No. 82・2011年春季号)

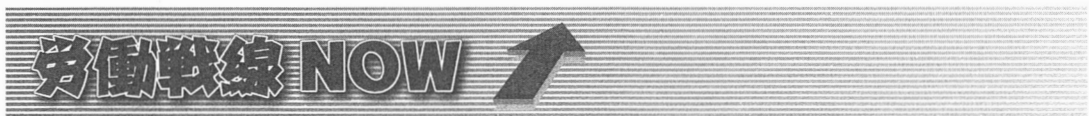
・「大学生の労働組合に関するアンケート調査(第5回調査)の結果について」(「労働総研ニュース」

No. 264・265、2012年3・4月)

・「若者の就職前後における労働組合イメージの変化」(『労働総研クォーターリー』No. 86・2012年春季号)

・「若手組合員は労働組合をどうみているのか——聞き取り調査から見出されたこと」(『労働総研クォーターリー』No. 92・2013年秋季号)

・「学生の労働組合に対する認識—知識・イメージ・加入意向」(『労働総研クォーターリー』No. 95・2014年夏季号)



内部留保の活用に必要な動向 2015 春闘——「実質賃下げで多様なベア」に歯止めを 青山 悠

内部留保の社会的な活用で連合、全労連などを含む労働界や研究機関、学識者、メディアから新たな動向と提言が目立ってきた。大企業の内部留保は前年より 14 兆円増の 285 兆円に達している。折しもパリ経済学校教授のトマ・ピケティ氏の著書『21 世紀の資本』で提起された不平等と格差拡大に対する処方箋として、富裕層への累進課税の強化や国際的規模での資産課税論ともあいまって、日本でも富裕税・金融取引税の創設などを含め、内部留保への新たな課税論も提起されはじめた。

■連合、連合総研も内部留保の活用提言

連合はこれまで公然とは触れなかった内部留保の活用について、経団連の内部留保弁明に反論する形で、初めて分配のゆがみ是正の視点から内部留保への見解を示した。経団連の 2015 年の経労委報告は、内部留保ついて利益剰余金にしぼってみても 1998 年度以降、大企業では 97.7 % と大きく増加していると事実を確認した。その上で、内部留保は国際競争力強化のための「成長投資の原資」として、「賃上げ還元」を牽制しつつ、企業経営者には「誤解を解いていく必要がある」と防戦している。

連合は経団連の説明について『「内部留保」に対する認識』として、「問われているのは分配のあり方であり、労働者の努力や達成した成

果に対するバランスのとれた分配が不可欠である」と反論している。2015 年の連合白書でも内部留保の用語はないが、白書学習会では「内部留保の定義はさまざまだが、企業の現金・貯金額でみても一貫して増加し、174.4 兆円となり、賃金の上昇といった適切な資金循環に転換できないでいる」と問題を指摘した。

連合シンクタンクの連合総研の 2015 年版「経済財政報告」でも、「企業部門の貯蓄超過」を分析。要因は「人件費削減や大幅な法人税減税、設備投資に対する慎重姿勢などによる余剰資金が内部留保として積み上がっていると問題を指摘し」活用に触れている。

同総研の春闘シンポでも内部留保の問題が指摘された。首都大学東京都市教養学部の脇田成教授は、消費税増税の 2014 年 4～6 月期でも企業は内部留保を 9 兆円も増加させていると指摘。「企業貯蓄増加は景気を下押しし、結局は縮小均衡か、財政出動・危機増幅となる。企業の黒字と政府赤字・債務超過で政府の支出増をもたらす」と、内部留保の増大の矛盾を指摘した。

連合の組合では、自動車、電機などの金属労協が 2015 闘争交渉参考資料で内部留保に言及。「経営側の主張に対する労働組合の考え方」として、「内部留保のとりくずしではなく、内部留保の積み上げと従業員への配分とのバランス

が崩れているので、積極的な賃上げによって、これを是正すべきではないか」と主張している。

産別では、化学や石油、医薬品関係の労組でつくる JEC 連合が春闘集会で、日本経済がうまく循環していない点について、「内部留保の大幅積み増しによる、余剰貯蓄が経済を停滞させている」と指摘。「この事態を解決するには賃上げが必要だ」と訴えている。産別で公然と内部留保の賃上げ還元が主張されはじめたことは新たな動向といえる。

■内部留保に課税論も

「大企業は内部留保をため込み過ぎではないか」——こんな声が、労働組合だけでなく、政府の閣僚からも飛び出すようになってきている。日本経済の好循環を実現するには、内部留保への対策は避けて通れなくなってきたようだ。政権内部からも内部留保の批判が噴出しはじめるなかで、新たな課税論も展開されはじめた。

政権内部で内部留保批判の閣僚発言を検証すると、麻生太郎財務相が「まだカネをためたいなんて、ただの守銭奴にすぎない」（1月5日、信託協会の賀詞交歓会でのあいさつ）。さらに「内部留保積み上げはデフレ不況と戦うなかで好ましいとは思わない。利益が出れば、賃上げ、配当、設備投資に回すことが望ましい」と発言している。（1月6日の記者会見）

甘利明経済再生相も「（政労使会議は）各構成員が自分の責務を認識し、貢献していく。経営者側は向上した利益・内部留保を賃金や下請け代金の改善、設備投資の強化に極力振り向ける（こと）」（1月19日、自身のブログで）と提起している。

こうしたなかで内部留保への課税では、醍醐聰・東京大学名誉教授が社会的再配分に触れて

「内部留保が積み上がったのは、法人税減税や円安誘導、従業員への過少配分の結果だ。企業内にとどめるのは公正ではなく、社会的再配分の財源に当てるべき。1%の内部留保税を導入すべきだ」（昨年11月22日の春闘講演）と課税を提起した。

富山和彦・経営共創基盤最高経営責任者も「企業の利益が賃金に回る道筋をつくる。一定額を超える内部留保の積み増し、株主への還元」に課税すれば、企業が従業員に分配するようになる」（日本経済新聞・昨年12月10日付）と提起している。

全労連などの2015国民春闘白書でも、内部留保の社会的還元方法について、「税制改革により不公平税制の是正をしたり、富裕税・金融取引税を新設してきちんと課税する」と初めて提起した。

市民の立場からは、宇都宮健児弁護士らが不公平税制の是正へ向け2月15日、「公正な税制を求める市民連絡会」を発足させ、提言の発表など新たな運動も芽生えている。

フィナンシャル・タイムズの総アジア編集長は「政策として、賃金を上げずのためにこむ企業には、内部留保に課税すると脅迫することも選択肢の一つ」（選択2015年1月号）と、大企業と政府に迫っている。

■労働総研は11万円賃上げ可能提言

全労連系のシンクタンクである労働総研は1月7日、いま以上に内部留保を増やさず、企業の過去1年分の内部留保額を株主、役員、従業員に適正に配分するだけで、月額11万円以上の賃上げが可能だとする提言を発表した。賃上げ要求も6%以上（1万8000円）を提言した。

提言によると、資本金1000万円以上の企業

の内部留保は2013年7～9月から1年間で42.8兆円増加。この分を13年度の株主配当、役員給与・賞与、従業員給与の支給実績と同じ割合で配分するとすれば、賃上げ可能額は月11.7万円になる。内部留保を増やさず、適正に配分するだけでこれだけの賃上げができるとの試算だ。

2015春闘の最低賃金要求としては、6%（1万8000円以上）の賃上げが必要と提起。内訳は「2015年度の物価上昇見通し1.7%」「消費税3%の消費者物価への影響2%」「直接税および社会保障費の負担増1.3%」「さらなる社会保障改悪・負担増への対応など1%」である。

内部留保の還元を求める運動では、全労連・春闘共闘が1月14日、都内の丸の内・オフィス街でデモ行進と経団連包囲行動を展開し、「内部留保を賃上げに回せ」「下請けいじめをやめろ」とシュプレヒコールをとどろかせた。

トヨタ総行動も2月11日に愛知で実施され、約1000人が参加して集会や宣伝、トヨタ本社デモを展開した。全労連の小田川義和議長は「労働者と中小・零細企業のために、巨額の内部留保の一部を取り崩し、社会的責任を果たすよう強く求める」と訴えた。

産別では、国公労連が大企業の内部留保活用でどれだけの賃上げが可能かを訴える「ビクトリーマップ運動」（Vマップ運動）を柱に据え、地域から賃上げ気運を高める構えだ。Vマップ運動は、1992年にスタートした取り組みで、その後、全労連春闘の目玉にもなった。15年春闘では、各地の主要都市ごとに地域版のマップや宣伝物をつくり、地方労連や諸団体と連携しながら大幅賃上げをアピールすることになっている。

■実質賃下げで多様なベア狙う経団連

経営側の2015春闘指針となる2015年「経労委報告」は、昨年同様に、政労使会議の合意を踏まえ「経済界は賃金の引き上げに最大限の努力をはかる」と前向きな対応を表明した。

ただし、「ベアは賃上げの選択肢の一つ」として、定昇や一時金、諸手当改定なども賃上げとして、「年収ベースの引き上げ」も提起している。また、総額人件費管理や各社の支払能力などの原則も変えてはいない。

注目されるのは「ベアの多様な手法」を強調していることだ。経団連の関係者は「今年の経労委報告の特徴」と語る。「賃金制度は各社各様となり、昨年久しぶりのベア交渉で経営側はベア配分で戸惑いもみられた。今年はそれに示唆を与えるものだ」という。労働側も電機連合の有野正治委員長は「配分などで迷いもあった」と語っている。

多様なベアの兆しは昨春闘でもNTT、私鉄大手、電機などでみられた。トヨタでは今春から若手優遇の賃金制度の導入も検討し、パナソニックでは役割給を重視する方向である。

経団連はベア配分の具体的な方法として、276社を対象にした14年の人事・労務調査を踏まえ、「一律定額配分」（36%）、「若年層への重点配分」（30%）、「職務・資格別配分」（28%）、「一律定率配分」（15%）、「業績査定配分」（11%）、「子育て世代へ重点配分」（10%）、「中堅層への重点配分」（9%）などを提起している。賃金制度についても年齢・勤続から、仕事・役割・貢献度へと、「査定昇給の拡大」を提言した。

狙いは組合横断的な賃上げでなく、自社型賃金決定とベアの変質、査定による格差拡大であ

り、組合の弱体化にも連動する。改めて、全員の月例賃金を引き上げるベアと、特定層のみの賃上げ、諸手当、一時金との整理が必要となっている。

■実質賃金割れの回答を示唆

経団連は春闘の回答水準について「昨年以上」として定昇込み2.28%（ベア0.3%）を上回ること示唆している。しかし経団連は、物価上昇率3.2%のうち、消費増税分（2%程度）を除いた1%未満を物価分としている。この結果、定昇別に昨年のベア0.3%以上の回答でも、物価分3.2%を下回り、実質賃金はマイナスとなる。ちなみに昨年の物価上昇率は0.9%。連合の賃上げは定昇込み2.07%だったが、ベアは0.38%にとどまった。春闘後の4～12月でも実質賃金は平均3%もマイナスとなり、個人消費の縮小に陥っている。

経労委報告も「消費税率の引き上げによる個人消費の反動減が予想以上に深く長く続いた」と指摘し、「再びデフレ状態に逆戻りしかねないとの危機感が高まり、官民あけて考えられる方策を総動員していく必要がある」と表明している。しかし、実質賃金のマイナス回答では、個人消費は減少し、賃金より物価のみが上昇する悪性インフレとなり、経済の好循環と矛盾することは必至である。

■きしむ連合 2015 春闘

春闘は3月18日の自動車、電機など大手組合の集中回答でヤマ場を迎えた。焦点は昨年を上回る賃上げ・ベア回答だが、水準をめぐって矛盾がみられ、きしみも聞かれる。

連合は要求設定で「物価と消費増税の関係や景気、底上げ、全組合の取り組みなどを総合的

に判断した」としている。要求方式は従来どおり「定昇相当+物価上昇率+生活向上・格差是正」としているが、争点は物価上昇と消費増税との関係をどうするかである。

今春闘で連合は初めて、物価上昇率3.2%のうち消費増税分2%は「社会保障と税の一体改革のために負担を分かち合う」として、ベアは「2%以上」（定昇2%別）を設定。消費増税は賃上げとして経営側に求めず、可処分所得の政策課題としている。「消費増税を賃上げとして経営者に求めるのはいかなものか」との見解もあった。

しかし、当初から物価分以下の要求では「ベアを満額獲得しても、物価分以下」となり、実質賃金のマイナスを組合が求めるという異例の事態となる。

■問われる組合の社会的責任

産別の要求は分かれた。自動車総連、電機連合などは、消費増税抜きで物価2%相当の6000円以上を設定した。自動車総連の相原会長は「物価動向は大変重要な選択肢の一つだが、それだけで要求基準は決まってない。2014年の成果を、15年の努力で生かし、継続して16年に資する結果を必ず残さなければならない」と語っている。しかし電機の有力幹部は「物価上昇3%を要求しないと、生計費と相いれないが、生産性など総合的に勘案した」と語っている。

一方、連合最大組織のUAゼンセンは「国民は消費税込みで物を買っている。経済の好循環のためには安定的な実質賃金の向上が必要」として物価分3%を基準に要求。「実質賃金の確保は組合の社会的責任」と語っている。

中小金属のJAMも「消費税込みの正札要求

とすべきだ」として、物価分3%の確保へ向けベア9000円を掲げ、実質賃金の維持をめざしている。JEC連合もベア2%に、格差は正1%の3%賃上げを掲げている。

春闘では各産別が中小の格差是正や非正規労働者の賃金底上げを重視しているのが特徴である。電機では企業内最低賃金を4000円引き上げ16万500円を統一要求基準とし、積極的対応を掲げている。派遣や請負など間接雇用についても賃上げに直接には関与してないが、目配りするようにしている。自動車総連もトヨタの直接雇用の非正規労働者の1日300円賃上げなど、これまでになく重視しているのが特徴だ。

UAゼンセンも昇給制度のあるパート労働者については、正社員と同率を基準に、働き方に応じて、昇給分相当として1~1.5%の上積み要求している。産別内で波及力のある組合を前面に押しだしながら、中小、地方、非正規への相場形成を進める方針である。

■春闘の岩盤を守ること

興味深い動きは、自動車、電機などの金属労協が、物価上昇分のうちの「2%」分は賃上げを求めるべきではない、という経団連の主張に反論していることである。その理由は、消費税の8%への引き上げによる税収増は5兆円だが、14年度予算では、このうちわずか0.5兆円しか社会保障の充実に使われていないと指摘。税率引き上げ分が社会保障にきちんと回るとすれば、社会保険料の負担増が抑制されるため、「企業も受益者」だと主張。消費税の増税は労働者だけでなく、企業にとってもコスト抑制というメリットがあるとして、「物価から消費税率引き上げの影響を差し引く、などといった対応を行うべきではない」としている。

連合は消費増税抜きのベア2%以上の要求としながらも、経団連から「高い」と否定されていることに対して反論を展開。「賃金が低く、生活が困難な働く者も多くいる。物価上昇分(3%)だけでも賃上げがなければ、景気低迷や分配のゆがみが加速」と主張している。

労働組合が物価分を下回る要求は春闘60年でも初めての異例事態だ。賃金改善より物価だけが上昇する悪性インフレと個人消費の減少や、増税と福祉後退などの問題を含め、組合の社会的責任が問われている。

大企業の3月期の経常利益はトヨタの20%増など高収益であり、内部留保の増大のなかで、所得再分配のゆがみは正は国民的な課題である。賃上げでは、物価分確保をミニマムとしてきた春闘の岩盤は守るべきだろう。

■全労連は2万円以上、政策ストも

全労連、春闘共闘は20000円以上(5%強)を設定した。昨年の1万6000円に4000円を上乗せした要求となり、1999年の3万5000円以降、2番目に高い水準となる。要求根拠は、実質賃金の確保へ向け、過年度物価上昇と消費増税など3%程度を踏まえて1万円を設定。それに底上げ1万円の合計としている。時間額は物価分33円プラス底上げ100円として150円を設定した。

たたかいの基調には「賃上げ春闘」「暴走政治ストップ」「職場の活性化」「地域春闘」の4つを設定。春闘ヤマ場の3月12、13日に大幅賃上げと労働法制改悪反対、安倍「暴走」政治ストップ・戦争する国づくり反対を掲げて、全労働者決起の中央集会やストを含む最大規模の統一行動・国民共同の大行動として50万人総行動を展望している。

産別では医労連の4万円以上、JMIUが3万円以上を掲げ、労働法制破壊阻止などの政策スト権を確立している。全労連春闘は連合より1週間早い集中回答を設定。小田川議長は「全労連が先行して物価分にもみたくない連合の自粛要求を打ち破ろう」と呼びかけ、「消費増税のうえに、物価上昇による実質賃金マイナスという二重の痛みに対して、生計費原則の賃金闘争の再構築を」とアピールしている。

■労働法制破壊阻止へ共同拡大

労働法制の「岩盤」破壊といえる「残業代ゼロ」（高度プロフェッショナル制度）法案や、「生涯派遣で低賃金」の派遣法改悪案などの阻止へ向け、連合と、全労連・全労協などの雇用共同アクションは一致して、中央・地方で共同行動を展開している。

新労働時間制は、年収で一時金を除いて「平均給与額の3倍を相当上回る」（1075万円）ことや「高度専門知識で、時間と成果の関連性が強くない業務」の労働者を対象にしている。健康管理時間として24時間内で一定の休息時間、1カ月の深夜業回数、4週間を通じ4日以上で1年間104日の休日の「いずれかの措置をとること」としている。

しかし、労働側が要求してきた残業の上限規制はなく、1日11時間のインターバル休息も見送られた。最大の問題は、使用者は残業規制の36協定を締結することもなく、月4日の休日であれば、24日間連続して労働者を24時間どんなに働かせても「時間外、休日、深夜割増手当ゼロ」として、刑罰も罰金もなく、支払いを免れることができることだ。「残業代ゼロ」というより、「残業代・深夜割増代・休日手当ドロボー」「労働時間ドロボー」というべき稀代

の悪法案である。

日本労働弁護団も新たな労働時間制に対して「長時間労働野放し法」であり、「絶対に導入を許してはならない」とする声明を発表した。骨子は現行の労働基準法は、労働時間の長さや賃金がリンクした制度を定めていないにもかかわらず、時間でなく成果で評価するために「労働時間の規制を外す必要性は皆無」と批判。その上で「単なる労働時間規制の適用除外制度」を、成果型賃金制度のように説明するのは、「国民を欺くものであり極めて欺瞞（ぎまん）的」と厳しく批判した。さらに、労働時間制度として初めて深夜労働時間の規制も適用除外しようとしている点について、「歯止めのない深夜時間労働が野放しとなる危険性がある」と警告している。

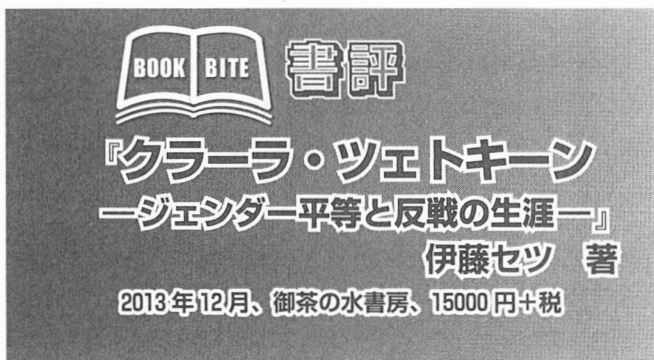
■雇用・脱原発・憲法で総がかり共闘へ

労働法制改悪は、公労使3者構成の審議会で労働側の反対を無視してまで強引に法案化に踏み切った強権的な手法も問題とされている。

国会では2度も廃案になった派遣法改悪案も提出されている。人と部署を変えれば、派遣先は永久に派遣が可能となる大改悪。まさに安倍「暴走」政治の労働版といえる。連合、全労連など労働側と法曹関係者などはこぞって労働法制の解体反対を掲げて、集会やデモ、国会行動などで共同行動を展開している。

安倍政権と財界の法人減税や医療・年金改悪など生活破壊の「暴走」政治に対抗して、労働法制の破壊阻止と脱原発に加え、憲法擁護でも総がかり実行委員会の新設など共同が拡大しているのは新たな動きである。歴史的なたたかひの時代。経済闘争と政治闘争を結合させ、国民的な共同闘争の拡大が期待されている。

（あおやま ゆう・ジャーナリスト）



この書物は、何よりも国際的なアカデミズム世界を相手にする発言であって、他の有力研究者への論争を含め、しかるべき文書館所蔵の第一次資料にアクセスし、時には研究者として世界ではじめて利用したものも含めて検証可能性を提示した、菊版 1027 ページの大著である。巻末の文献リスト、年譜、人名・事項索引等だけでも 114 ページに及んでいる。しかし、たまたま日本語で書かれていて、標題にもあるように、一人の社会思想家・社会運動家の「生涯」を具体的に追跡し、しかも 150 枚余の写真を掲載しながら叙述しているので、わが国の労働運動実践家にも存外に読みやすいものである。

そればかりか、このクララ・ツェトキーンの実像を知るとは、わが国の労働運動、あるいは女性解放運動にたずさわりのあるいはこれらに関心を持つものにとって避けてはいけない課題なのである。戦後改革の一時期をとってみても、日本国憲法に男女平等を書き込むことに貢献したベアテ・シロタ・ゴードン、労働基準法制定準備に当たった日本の要人たちを叱咤激励したミス・スタンダーに続いて、その路線で制度化された労働省婦人少年局に局長として最初に赴任した山川菊栄が重要人物であるが、その山川菊栄が思想形成期に学んだのは、ドイツ人からはアウグスト・ベーベル、次いでクララ・ツェトキーンだった。

日々暇なく社会運動の実践に暮らしていれば、全面性と細密性で争うアカデミズムの文献を紐解くことは、楽なことではないが、著者が入手可能な様々なタイプの資料から多角的に光を当てながら、クララ・ツェトキーンの実実に接近してゆく智恵と気迫は、小さな暇を見つけて大作を読み継ぐ読者にも、十分に伝わってくるであろう。でも、そうした読み方ではなく、自分の関心のありかたに応じて、まずは借り出した本の拾い読みからでも本書に近づこうかと考える人があれば参考にしてもらいたいものと、以下に二つの読み方を提案しておきたい。

* * *

社会運動に従事している方々ならば、社会思想や社会運動が、様々な悲慘と栄光をちりばめながら、決して多数とはいえない生身の人々の現実生活によって綴られて来ていることに、強い関心をお持ちのことであろう。その関心から本書を見れば、クララ・ツェトキーンという人物の一生が、歴史に名を遺した実に多数の人物たちとの邂逅に彩られていることに一驚することになる。例を挙げればその中には、第二インターナショナルの活動を共にしたフランツ・メーリングやアウグスト・ベーベルたちはもちろんのこと、老エンゲルス、カール・マルクスの三人の娘、エンゲルスによって世から秘匿されたマルクスの一人の庶子、パリ・コンミュンに参加した第一インターナショナルの闘士たちもあった。亡命ナロードニキのラヴローフやロシア・マルクス主義の創始者のゲオルギー・プレハーノフやヴェーラ・ザスーリッチもいた。無二の親友として一緒に闘ったローザ・ルクセンブルクはもちろん、やや距離を置いてクララを観察していた画家ケーテ・コル

ヴィッツ（コンラート・シュミットの妹）もいた。晩年に入ると身边にレーニンが現われ、クルースカヤが現われ、やがてはスターリンに粛清されることになるブハーリン、ルイコフ、トムスキーも現われるのである。

そういう光彩陸離たる人脈の中にいて、クララ・ツェトキーンの具体的な物質的生活は、第二インターナショナルとドイツ社会民主党の比較的に安定した発展期に、個人的にも比較的に良い住環境で画家ツンデルと暮らした時期を別として、亡命ナロードニキであるオシップ・ツェトキーンと共に自分も亡命者として暮らした若い時期も、息子やその連れ合い、孫たちの暮らしを気遣いながらロシアに生きた最晩年期も、彼女の暮らしは安穩ではなかった。その中で彼女の闘いがあったことが本書に書き出されている。

* * *

もう一つの拾い読みの提案は、クララ・ツェトキーンの名で有名な共産主義的女性解放運動の方針が、どのように書き出され、発展していったかに関心を絞ることである。この関心にこそ本書は、一貫して粘り強く対応しているのである。

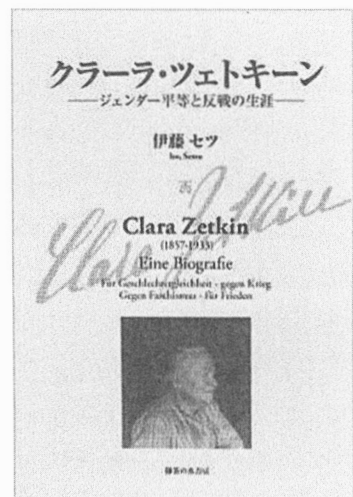
クララは特に豊かな階層の出身ではなかったが、ドイツの女性にも教育の機会が開かれてゆく歴史的時期にライプツィヒで、筆者にわかり易い表現では「女子師範学校」で学び、次いでオシップらと共により女性解放が進んでいたチューリッヒやパリに暮らし、女性労働者の視点からブルジョア女性運動を越える流れの思想と運動を体得して、第二インターナショナル創立大会での演説者となる。社会主義者鎮圧法が解除された時期に、シュツットガルトを根拠地

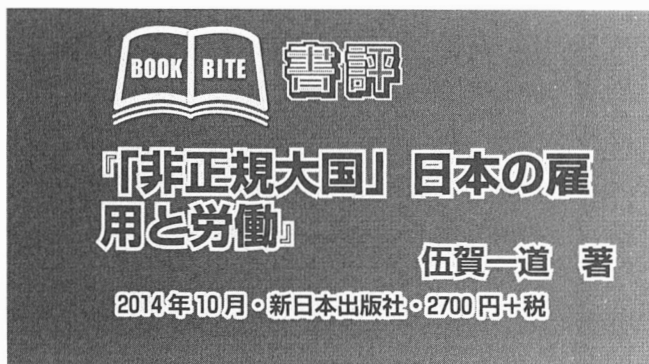
に『平等』誌の編集者として、ペーベルから学びリー・ブラウンと対抗しながら、党大会に並行するドイツ社会民主

党女性会議に影響を与え続ける。第二インターナショナルの分裂とコミンテルン形成期には、レーニンの依頼を受けてコミンテルンの第三回大会及びこれに並行する第二回国際共産主義女性会議に向けて、西欧での運動経験を活かした方針書を起案し、スターリン時代に入ってから猶、視野をアジアや中東に広げ、最後に与えられた仕事、女性解放運動を研究する共産主義アカデミーの一部門に「研究計画書」を書く粘り強い姿が、重要文献の全文訳出を含めてそこにある。

以上の他にも、近づく第一次世界大戦を前にしたバーゼルでの演説、ナチスの台頭を前にしたドイツ共和国国会での演説など、クララ・ツェトキーンの一生は、著者の一生をかけた研究によって豊かに描き出されているのである。

（荒又重雄・北海道大学名誉教授）





非正規雇用が2000万人を超え、雇用労働者の40%に近づくなかで、年収200万円以下の「ワーキング・プア」が8年連続1000万人超、正社員の超長時間労働、過労死の多発、「ブラック企業」の蔓延。そのうえ安倍内閣は「雇用改革」として派遣労働や正社員改革を唱道し、実行してきている。このような情勢の中で、本書は科学的経済学の立場から、日本の雇用・労働の現状分析を体系的に展開した時宜を得た待望の大著である。

章別構成は以下のとおり。

序章 「非正規大国」日本の問題

第1章 雇用と働き方・働かせ方の今日の特徴

第2章 雇用形態の変転、リスク化する非正規雇用

第3章 間接雇用は働き方・働かせ方をどのように変えたか

第4章 正社員に広がる無限定な働き方、長期雇用の変容

第5章 雇用と働き方の劣化の歴史的背景と今日の要因

第6章 雇用問題から見た生活保護

第7章 労働分野に規制緩和、「構造改革」政策批判

第8章 安倍政権の「雇用流動型労働改革」

は何をもたらすか

終章 「非正規大国」日本の雇用と労働

補論 人材ビジネスと国際労働基準

* * *

序章は問題提起である。

第1章では「雇用と働き方・働かせ方」の基準と現状を座標軸で示し、4つの象限の特徴に分類し、日本の雇用と働き方がいかに「ディーセントワーク」（第1象限）から離れ、長時間・過密労働、安全性の欠如したもの（第2象限の下方への移動）に変貌したかで説明する。

著者の視点は雇用と働き方を一体のものとして（「雇用の劣化と働き過ぎ」として）トータルに捉えること、世間では「正規と非正規」の関係を対立して捉えるが、両者は「働き方のブラック化」として共通し、実は「メダルの表と裏」の関係である、とされる。

第2章は非正規雇用の変遷とその現在の特質について展開している。著者は1980年代以降からバブル経済破綻、そして現代と、その姿の変貌を追う。「家計補助的」女性、学生アルバイト⇒派遣の公認・女性から男性へ、「雇用形態の多様化」⇒1990年代末から今世紀において「自立型非正規」へ（若者から中高年への「非正規化の世代的伝播」、ワーキングプアの進行）⇒近年の「単身化」（「自分の収入のみ」で生活する若年非正規、中高年化の進行、単身女性の貧困率の高さ、また女性既婚者が非正規雇用の選択を余儀なくされる状況）に注目する。

第3章は「間接雇用」の原理と構造の理論的、実証的な解明である。間接雇用のさまざまな形態について、その固有の領域、関連箇所を分かりやすく図示し、労働者派遣法は職業安定法での「労働者供給事業として禁止」の一部を「雇

用関係と指揮命令関係の分離する法構造を労働者派遣法の制定によって『創作』した」(105～106 ページ)とされる。

第4章は正規雇用の分析である。非正規雇用と対比した正規労働者は安泰なのか。正規労働者は労使関係の転換での「無限定な働き方」の広がり、「終身雇用」が形骸化したと断定する。(指標は「一般労働者に占める標準労働者の比率」など)、近年の「使用者の裁量が無限定」の状況において、リストラの公然化で「終身雇用」がすでに「幻想」となっている(170 ページ)と評価する。

第5章は今日の「正規雇用の縮小と不安定雇用の肥大化と『働きすぎ』の同時進行」、著者がいう「労働力浪費型雇用」がいかに成立したか、という戦後史と現在までの整理である。この章はとくに非常に緻密に展開している。

第6章は「雇用・働き方・働かせ方」の視点から生活保護問題に接近している。リストラや倒産、解雇による失業者、半失業者の増加で最後の「安全網」としての生活保護があまりにも貧困で、2013年8月から12月にかけての保護基準引下げ、「生活保護法改正」「生活困窮者自立支援法」について解明している。そこでの「就労促進政策」、あるいは「自立支援法」における「中間的就労」の批判など傾聴に値する。

第7章は現在の安倍内閣の雇用・労働改革すなわち＝規制緩和政策の分析である。歴代自民党政府とそこでの審議会の資料を丹念に調べ、構造改革がいかに労働者・国民に「痛み」を与えたかについて述べる。

第8章は現在の安倍雇用改革の分析である。この章では今問題になっている安倍雇用改革について、体系的な批判をしている。解雇規制が厳しいという言説に対して事実を対置した批判、

「雇用の流動化論」とは人材ビジネスを稼がせる市場原理そのものであること、派遣労働の一層の自由化問題とは「常用代替禁止の原則」の本質的

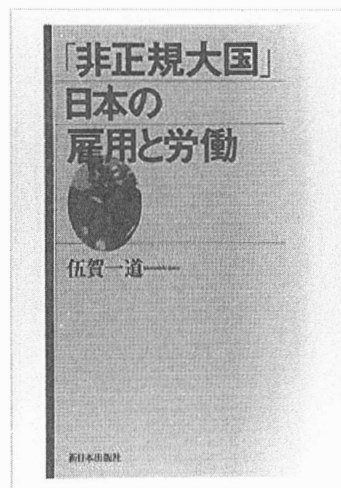
な転換、正社員改革として「無限定正社員」「限定正社員」の区分の問題性、(後者の提起は解雇規制の空洞化である)、「労働時間規制の緩和」「国家戦略特区」等、安倍雇用改革は「過労死防止法」制定と逆行する、と説く。

終章では、ILOの「ディーセントワーク」の意義、労働時間短縮の取り組み、非正規雇用のリスク縮小措置、最低賃金の実質化、均等待遇・同一価値労働同一賃金の実現、仕事基準の転換と関連する「福祉国家型構想」などであり、内容は論点含みではあろうが、著者が熟慮して対案を提起したことに意義がある。雇用を増やす政策や、「労働運動への期待」も具体的に指摘している。

補論として「人材ビジネスと国際労働基準」について、ILOとの関連で論じている。

* * *

日本の雇用システムとその変貌について展開した書は数多い。しかし、今日すでに雇用労働者の多数派になりつつある非正規労働者、正社員に内在する過重な働き方・「働きすぎ」の問題。それらの問題に真正面から向き合い、労働者の立場から体系的に、かつ批判的に分析した



研究書は少ない。否、全くないといってよい。

著者伍賀一道氏は、これまで派遣労働問題について一貫して地道に理論研究と調査分析を行い成果を公表している。この問題領域では学会では（おそらく労働界でも）誰もが知り、誰もが認める第一人者である。その伍賀氏がそのテーマを広げ正規雇用を含め、日本の雇用と「働かせ方・働き方」についての現状と、近年の「規制改革」、雇用の大転換について詳細な分析を試み、そしてその対案を提起した。本書では、とくに現段階の安倍雇用改革批判という「現状分析」にまで接近した。膨大な既存の文献の渉猟資料を駆使して事実を分析、解明し、評価した内容は運動の実践家にも有用だと思う。

本書は科学的経済学の立場からの、現在の政策を誘導している浅薄な新自由主義経済学者への批判でもある。世の中を悪くしているかれらの主張の批判の箇所をピックアップするだけでも有用であると思う。

また、本書には理論的な知見、概念規定もある。非正規雇用の一部を「半失業」（第1章）、「二重のジェンダーバイアス」（第2章）、派遣元企業が派遣先に提供するサービス「雇用主（使用者）代行サービス」「コスト削減サービス」「雇用調整サービス」（第3章）、「労働力浪費型雇用」（第5章）など。読者はぜひ吟味されたい。

タイムリーなこの労作の上梓を祝いたい。ただし、本書は本自体が「ずっしり」という重量感、しかも「ぶ厚い」。読者には入口から難しいものと映る。可能ならば、という条件付きであるが、本書のダイジェスト版、新書版があれば、本書の分析の意義、その真実の姿の社会的影響は広がるであろう。

* * *

付け加えではあるが、もう一点。

本書での豊富な図表が複雑な問題への理解を促進している。主張の根拠、論証として著者自身が原資料から作成した多くの表や図はオリジナルなものである。自前で作成した表や図、フローチャート図の作成などは、本文記述以上に手間がかかる作業が多い。そうではあるが、読者に内容の理解を容易にさせている。今後の出版、論文作成、その評価にとっても不可欠な重要な技法だと思う。文章として活字だけを並べるといふ古典的な手法だけではなく、視覚に訴える、図示して全体像を把握させる手法を併用して分かりやすくする努力は、今後の研究者の姿勢として大いに評価されてよい。

（小越洋之助・代表理事・國學院大名誉教授）



新刊紹介

『人間らしく働き生きる 労働者・労働組合の権利』

萬井隆令 著

2014年11月・学習の友社 定価1600円＋税

「日々の、怠らない『権利のための闘争』があつて初めて労働者の権利は実現する」——プロローグの中の文章である。本書を著した筆者の思い、現場で働く労働者への思いが、この一文に凝縮されている。

本書を読み進むと、“ルールなき資本主義”といわれる日本の職場のなかで、現行法で確認され、利用できる規定を活用して、労働者の権利を守るとともに、それにとどめず実質的な権利の拡充・定着をはかることの重要性が実感を持って理解できる、それが本書の最大の特徴といえる。

本書の構成は、「プロローグ」から始まり、「第Ⅰ章 非・労働者化政策と労働法上の労働者」「第Ⅱ章 労働団体法」「第Ⅲ章 労働者保護法」「補論 安倍政権の狙う『雇用改革』」となっている。

第Ⅰ章では、労働法上の「労働者」とは何か、この間のたたかひの前進の中で勝ち取られた判例を紹介しながら、わかりやすく解説されている。第Ⅱ章では、労働基本権の意義と労働組合の役割と活動について簡潔に示されている。

第Ⅲ章が圧巻である。均等待遇、ハラスメント、配転・出向、労働時間制、母性保護、労働災害、退職・解雇、定年制など、職場で日々生起するホットな問題について、「労働者としてどう考えるべきか」という視点から、具体的な

判例や経営側の法律的な主張も紹介しながら、労働者の権利について展開されている。

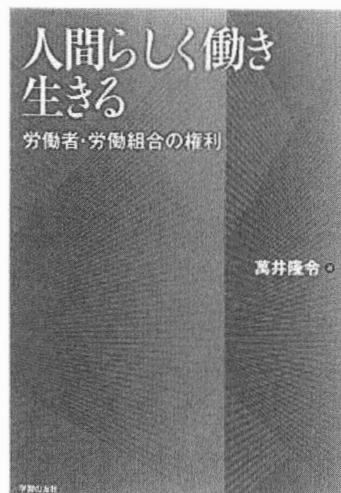
それぞれの問題について、自分

たちの職場の現実と照らし合わせて、法律がどのような権利を保障しているのか、そして判例はどうなっているのかを知る中で、職場で自らの権利を守るためには何が必要になるかを理解することができる、そのように叙述が工夫されている。

補論では、安倍「雇用改革」について、「雇用特区」の問題点、「3者構成で成る労働政策審議会無視の異常さ」、「『改革』の進め方の不審——派遣法改正を例に」などを取り上げ、安倍「雇用改革」が「労働者の人権を無視しているだけでなく、法改正の手続き・手法も質的に異なる」反動的なものになっていることを鋭く告発している。

本書は、安倍「雇用改革」とたたかう視点について、セクハラ、母性保護、サービス残業、長時間労働規制など職場で渦巻く具体的な要求と結合して、規制改革阻止のたたかひをすすめることの重要性を強調している。本書は、労働組合の活動家にとって、安倍「雇用改革」とたたかうための“座右の書”とすべき1冊である。

(篠塚祐一・会員、労働ジャーナリスト)





■今号の特集では、その導入から四半世紀が経過した消費税が、国民・労働者のくらしと日本経済に何をもたらしたかについて、多角的な分析を行っている。

■2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、「将来世代にツケを回さない、持続可能な社会保障制度とするための安定財源として消費税率を引き上げ、その税収は、すべて医療、年金、介護、少子化対策の社会保障4分野に充てる」と明記されていた。これは垣内論文でも触れているが、「社会保障を安定化させる」とか、「社会保障を充実させる」といったことを意味するのではない。今までの社会保障の財源だったものを、単に「消費税に置き換える」ということに過ぎないのだ。にもかかわらず、多くの国民は「消費税増税やむなし」と思い込まされてきた。

■そもそも消費税自体がいかに問題の多い税制であり、導入の真の目的は何であったのかを理解したうえで、わが国の税制の在り方について考える一助としていただきたい。

■特集以外では、内部留保の活用をめぐる新たな動向、最低賃金制度の課題の整理、さらに若手組合員への聞き取り調査の報告等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S, N.)

次号予告 (No. 99 2015年夏季号)

【特集】労働運動の再生・強化における産業別組織の課題

日本の労使関係における産業別組合組織の可能性

小林宏康

賃金闘争における産別組織の役割と展望

兵頭淳史

リストラ「合理化」攻撃から雇用を守るために

熊谷金道

抜本的な組織の拡大・強化にながが必要か

國分武

産業別個人加盟ユニオンの到達と課題

東洋志

(内容は一部変更することがあります)

Information

「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail: rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.98 (2015年春季号)

2015年4月1日発行 定価: 本体1200円+税 年間: 4800円+税

編集・発行 ● 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/ E-mail: rodo-soken@nifty.com

発 売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本 ● 亜細亜印刷株式会社

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複製複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

© The Japan Resech Institute of Labour Movement (Rodo Soken)/ HONNOIZUMISHA INC.

Printed in Japan ISBN978-4-7807-0763-2 C9336

全労連・労働総研編

データブック

2015年

国民春闘白書

まもろう憲法とくらし ストップ暴走政治
実現しよう！ 大幅賃上げと雇用の安定

安倍暴走政治にストップを！ アベノミクスの害悪、
労働法制問題、消費税、TPP、大企業の内部留保や投
機ファンド、地域経済問題などの最新の情勢を分析、
ブラック企業とたたかい、職場、
地域から賃上げとディーセン
ト・ワークを目指す2015春
闘を構築するための情報・デー
タを網羅。



一〇〇〇円＋税

吉崎祥司 (北海道教育大学名誉教授) 著

「自己責任論」をのりこえる

連帯と「社会的責任」の哲学

一六〇〇円＋税

萬井隆令 (龍谷大学名誉教授) 著

人間らしく働き生きる

労働者・労働組合の権利

一六〇〇円＋税

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

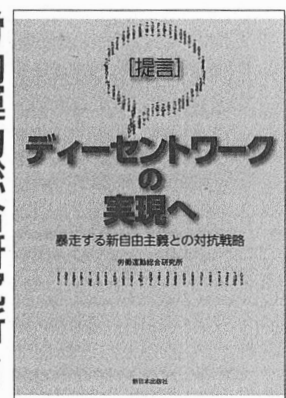
TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

〔提言〕ディーセントワーク の実現へ

暴走する新自由主義との対抗戦略

憲法が保障する人間らしい労働と生活を新たに構築する
ために、いま何が必要か——労働総研が総力をあげた
プロジェクト報告の初刊行。
雇用と社会保障の充実を軸とした改革が、「日本経済の
改革」に繋がる関連を、財源を示し明らかにする。

労働運動総合研究所 編



●定価・本体一、二〇〇円＋税 ●一、四〇〇円
ISBN 978-4-408-05683-0

〔目次から〕

はしがき——いまなぜ「提言」なのか
序章 労働と生活の現状とその原因・背景
第1部 安定した良質の雇用実現にむけての提言
第1章 悪化する雇用と「提言」の持つ意義
第2章 「雇用破壊」から「安定した雇用」へ
第3章 「デフレ不況」脱却の賃金政策
第4章 労働時間短縮の課題と政策の基本

第5章 心身の健康を守る
第2部 社会保障再生への提言
第6章 社会保障改革をめぐる対決軸
第7章 「人間に値する生活」を保障するための具体的提言
第8章 「安定した雇用」実現こそ財源確保の確かな道
終章 「提言」実現の条件と展望、労働組合の課題



9784780707663



1929336012008

ISBN978-4-7807-0766-3

C9336 ¥1200E

定価： 本体1200円 + 税

発売： 本の泉社

Featured Theme

Exhaustive Study on 26 Years of the Consumption Tax in Place

- *Japan's Economy after the Introduction of Consumption Tax – Looking Back on the Past 26 Years Yukio YAMBE
- *Financial Circles Persistent Attempt and Aim for Consumption Tax Rate Hike Minoru ANDO
- *Consumption Tax and Crisis of Public Finance and Social Security Akira KAKIUCHI
- *Consumption Tax Weighs Heavy on Small and Medium-sized Enterprises while Favoring Big Businesses..... Nobuyoshi FUJITA
- *How Consumption Tax Increases Temporary Workers Masataka SAEKI

Research

- *Problems of Minimum Wage System and Their Solutions Atsushi SAITO
- *Sequel: How Young Members Look at Trade Unions – Findings from Interviews Study Team on Young People's Work and Living

Labor Front Now

- *New Developments on the Use of Internal Reserve - 2015 Spring Struggle: Block the Business Circles' Attempt to Impose Differentiate Pay Hike with Actual Wage Cut Yu AOYAMA

Book Review

- *"Clara Zetkin – Lifelong Activist for Gender Equality and against War," written by Setsu ITO Shigeo ARAMATA
- *"Employment and Labor in Japan, Nation of 'Rampant Non-Regular Work,'" written by Kazumich GOKA Yonosuke OGOSHI

New Publication

- *"Work and Live Humanly – Rights of Workers and Trade Unions," written by Takayoshi YOROI Yuichi SHINOZUKA